

平成29年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

平成29年8月30日（水曜日）

議事日程第2号

平成29年8月30日（水曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	3番	伊藤岩夫	議員
	25番	佐藤勇	議員
	4番	今野英元	議員
	10番	伊藤順男	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員（25人）

1番	鈴木和夫	2番	村上亨	3番	伊藤岩夫
4番	今野英元	5番	佐々木隆一	6番	三浦晃
7番	梶原良平	8番	湊貴信	9番	渡部聖一
10番	伊藤順男	11番	高橋信雄	13番	吉田朋子
14番	高野吉孝	15番	渡部専一	16番	大関嘉一
17番	高橋和子	18番	長沼久利	19番	佐藤賢一
20番	土田与七郎	21番	三浦秀雄	22番	渡部功
23番	佐々木慶治	24番	佐藤譲司	25番	佐藤勇
26番	井島市太郎				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	小野一彦
副市長	阿部太津夫	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長兼 木のおもちゃ美術館 整備推進事務局長	原田正雄
企画調整部長	佐藤光昭	市民生活部長	田中龍一
健康福祉部長	太田晃	農林水産部長	遠藤晃
農林水産部政策監 兼農山漁村振興課長	保科政幸	商工観光部長	堀良隆

建設部長	佐々木 肇	由利本荘まるごと 営業本部事務局長	松 永 豊
総合防災公園管理 運営準備事務局長	袴 田 範 之	教 育 次 長	武 田 公 明
消 防 長	齊 藤 郁 雄	総務部次長兼 契約検査課長	遠 藤 利 夫
総務部危機管理監	齋 藤 裕 一	建設部次長兼 建設管理課長	須 藤 浩 和
総務課長	小 川 裕 之	行政改革推進課長	東海林 正 人
CATVセンター長	菊 地 和 人	清掃事業所長	佐 藤 善 樹
長寿支援課長	小 松 等	観光文化振興課長	熊 谷 信 幸
都市計画課長	佐 藤 英 樹	建築住宅課長	大 場 又 一

議会事務局職員出席者

局 長	鈴木 順 孝	次 長	鎌 田 直 人
書 記	小 松 和 美	書 記	高 橋 清 樹
書 記	古 戸 利 幸	書 記	佐々木 健 児

午前 9時30分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（鈴木和夫君） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、これより一般質問を行います。

なお、再質問は、答弁に対する質問でありますので、項目番号、項目名を明確に告げて、その上発言をお願いしたいと思います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

3番伊藤岩夫君の発言を許します。3番伊藤岩夫君。

【3番（伊藤岩夫君）登壇】

○3番（伊藤岩夫君） おはようございます。3番、公明党の伊藤岩夫でございます。議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

昨日の早朝、北朝鮮はミサイルを発射しました。ミサイルは日本の上空を越えて、襟裳岬から約1,180キロメートルの太平洋上に着弾しました。北朝鮮のたび重なる暴挙には、心から憤りを感じる次第でございます。

本市では、来月27日に西目地域において、このような弾道ミサイルが飛来する可能性があることを想定しての住民避難訓練の実施を計画しておりますが、まさに昨日の早朝

は、避難訓練前に事実として事件が発生したこととなります。

報道によれば、来月27日に西目地域で行われる住民の避難訓練では、避難者の避難先は事前に決めないで、各自の判断により避難することとなっております。

実際、結果論にはなりますが、Jアラートや緊急情報システムでは、頑丈な建物や地下に避難せよとの情報が、発射4分後に流れました。そして、飛行時間が14分ですので、実際の避難時間は10分となります。日本着弾だと距離が短くなるので、避難時間はさらに短くなります。頑丈な建物や地下などを探して避難できる時間はありません。その場で身を守る方法を考えなければならないと思いました。

今回を教訓として、一人一人が備えを万全にし、自分の命は自分で守る大切さを改めて痛感した次第であります。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

大項目1、7月豪雨災害の復旧見通しについて、お伺いします。

まず初めに、7月と8月にかけての豪雨により、被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。私どもも全力で復旧に力を注いでまいりたいと思います。

最近の気象変化の様子は、激しさが増していることが豪雨災害の発生頻度等からうかがい知ることができます。過去4年間を見ても、平成26年8月、豪雨による広島市の土砂災害、平成27年9月の関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊、今年の8月は、相次ぐ台風での北海道、東北各地の被害が発生しております。そして、本年7月の北九州北部豪雨と秋田豪雨と、毎年発生しております。

50年に1回の大雨と言われていた豪雨が、毎年のように発生する。1日で、過去の同じ月の1カ月以上の雨が降る局所的な降り方となっております。

また、8月22日午後から、再び雨雲の停滞による豪雨が発生し、芋川などが氾濫し、農地や作業小屋に被害を及ぼしております。こうした激甚的な災害は、復旧まで時間がかかることが予想され、市民生活にとって大きな影響が考えられます。

今回の一般質問では、7月22日から23日に本市を襲った豪雨災害に対する今後の復旧見通しや取り組みについて、御質問させていただきますが、今月発生した8月豪雨災害につきましても、今後の調査を慎重に行い、市民の安心・安全な生活が維持できるよう、迅速な復旧対応をお願いしたいと思います。

それでは、中項目(1)市道通行どめ区間の箇所と開通見通しについてお伺いいたします。

さきの7月22日午後から23日にかけての豪雨は、本市の全域に甚大な被害を及ぼしました。特に、県内で大きな被害が生じた秋田市、大仙市、横手市の近傍地域である大内、岩城、東由利では、避難勧告や避難指示が発令される事態となりました。

7月25日付の建設常任委員会資料では、日本海沿岸東北自動車道の通行どめや、県管理道路の通行規制が報告されており、市道においても9路線についての通行どめや通行規制が報告されております。

そこで、市管理の道路において、現時点での通行どめの箇所数と開通の見通しについて状況をお伺いいたします。

また、通行どめの箇所については、道路の利用者がわかるよう、迂回路の表示は明確になっているのかも伺いいたします。

次に、（２）市道破損箇所の修復と点検作業についてお伺いいたします。

日常的に利用している生活道路が被災している場合、緊急車両の通行や生活維持のため、速やかに修復・修繕を行うことが重要であります。豪雨による被災の中で、市道の舗装損壊や路床洗掘による路面下の空洞化が見られている箇所があります。

特に、山間部の急勾配道路では、雨水の激しい流下により、剥がれた舗装面の下が洗掘され、目には見えない箇所で空洞化していることがあるため、十分な点検と調査が求められます。

ここでは、特に道路における地中空洞化に注目してみると、道路の陥没や崩落の災害要因として挙げられる中に地震と雨があります。路面下の空洞化を研究している研究者のデータ発表によると、地震においては、震度５弱以上の揺れの影響を受けた道路での空洞化の発生が顕著であり、雨については、６月から８月の豪雨日数の多い時期に空洞化による事象が多いとされております。

最近の自然状況を鑑みれば、地震の影響と豪雨頻度から道路の空洞化についても慎重な調査が必要と考えられます。

市道破損箇所の修復と点検作業についての実施状況をお伺いするものでございます。

次に、（３）豪雨災害における激甚災害の指定と復旧への取り組みについてお伺いいたします。

本年６月から７月の記録的大雨による九州北部豪雨や本県の豪雨災害は、激甚災害に指定されました。激甚災害に指定されると、復旧事業の補助率の引き上げなど、災害復旧の財政面に有利となります。

また、事業の進捗にも大いに弾みがつくと言われますが、今後の災害復旧への取り組みと、激甚指定を受けた面での災害復旧への利点などをお伺いいたします。

次に、（４）農地及び農業用施設における復旧支援は、についてお伺いいたします。

豪雨災害において、本県の農林水産被害額は約９１億円と試算されています。本市においても、河川氾濫による農地の土砂埋没や農業用施設の損壊等、広範囲な被害を受けました。本市の農林水産被害の状況と被害額はどの程度でしょうか。

また、点在する零細農家など、農地の被害、水路・進入路等の農業用施設被害の復旧に対しては、市単独災害復旧事業での補助申し込みがありますが、農家も高齢化や共助体制の弱体化が進み、事業量・復旧費の算出など、提出書類の作成が困難な農家もあります。このような提出書類の作成が困難な農家には、どのような対応をしているのか、取り組みをお伺いいたします。

次に、大項目２、本荘市街地における道路の整備及び課題解決についてお伺いいたします。

以前から課題となっている本荘市街地の３路線の区間について、その課題と市の認識、整備の方向性、実施の可能性について、確認整理のために、提案も含めてお伺いいたします。

本案件の質問は、新創造ビジョンの基本政策にうたわれている安全・安心・快適な定住環境の向上にも資するものであり、市民要望も高い案件であることから御質問するものであります。

初めに、（１）市道石脇通線の交通緩和策と通学路確保についてお伺いいたします。

市道石脇通線の整備については、平成25年3月定例会で、市民創風会派の渡部専一議員から一般質問をされておりますが、答弁の内容は、早期の整備着手予定はなく、整備計画については都市計画道路の見直しを含め、適正な事業手法を模索して次期総合計画策定の段階で、全体事業の調整の中で検討するとされております。

本路線については、幅員が狭いことや、道路内の電柱が支障となっていることなど、交通安全上、住民や通学・通勤を含む利用者が、現状改善を強く望んでいる路線であります。

また、総合防災公園とともに整備される市道田尻石脇線、市道竜巻1号線との連結から、防災道路の機能性を持つべき重要な路線でもあり、総合防災公園の活用機能の効果を図る上で、今から整備構想を考えるべきであると思っております。

また、由利工業高校生徒の通学路としても、車両との交錯など、非常に危険な状況であることから、道路整備構想とは別に、早急に通学路の整備が必要と考えます。

一案として、由利橋右岸下流は用地的に堤防空間が利用可能と思われ、子吉川堤防を通学路として利用する方法が考えられます。この点については、国との協議を要するものとなると思っておりますが、早急に構想に着手し、協議を行うべきであると思っておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

次に、(2)市道鶴沼薬師堂線の歩道整備及び道路拡幅についてお伺いいたします。

市道鶴沼薬師堂線の沿線には、本荘高校、子吉小学校があり、由利高原鉄道薬師堂駅からの市道利用者も多いものとなっております。

市道鶴沼薬師堂線のうち、薬師堂山崎地内は未整備のため屈曲線形が続き、走行車両の見通しも悪く、歩道のない区間は歩行者が車道との共用のため非常に危険な現状で、交通安全等住民要望や、通学を含む利用者が現状改善を強く望む区間であります。特に、冬季においては、車両のスリップや歩行者の滑走での事故が、いつ起きてもおかしくない状況であります。

通学路の交通安全の確保の徹底については、平成24年5月に文部科学省から依頼文が出ておりますが、本路線の当該区間は、小学生の通学路として利用されているため、早急な整備が必要です。

また、由利高原鉄道を利用する通学生や、薬師堂駅から自転車通学をしている生徒たちは、未整備の危険な車道を自動車と並走しての通学となっております。

以上のことから、この区間は歩道と車道の完全分離を講じた整備を早急に行うべきであります。フル規格での道路整備が難しい場合には、自歩道の単独設置など、交通弱者を守る手立てを講ずるべきであります。当局の見解をお伺いいたします。

次に、(3)国道105号砂子下から国道7号石脇田頭区間の渋滞緩和策についてお伺いいたします。

国道105号砂子下交差点の整備が完成し、見通しも大変によくなりました。しかし、「朝夕の通勤車両の渋滞も激しくなった」との声が多く聞かれます。これは、市道鶴沼薬師堂線の整備が完成し、そのときの信号制御が一因として挙げられますが、新組町側から砂子下方面への直進車両、あるいは国道へ侵入する車両がふえ、砂子下方面から国道105号への右折車両が国道に入れられない状態が交差点での渋滞を増幅させているようでご覧いただけます。そのため、急激な車両の割り込みも頻繁に発生し、通学児童たちへの危険

性も高まっているとのこと。この改善については、交通量調査を含めた信号制御の見直しが必要となります。

また、国道7号の石脇田頭地区丁字路交差点においては、本荘大橋から秋田方向への下り車線で朝夕の通勤車両の渋滞が激しくなっています。これは、同交差点を本荘大橋方向から石脇田尻方向へ左折する車両が減速し、直進車両を阻害するため、渋滞が発生していると考えられます。

この改善については、交通量調査を含めた左折専用付加車線の設置が必要と思われます。

以上のように、国道105号砂子下から国道7号の石脇田頭区間の渋滞は、市民の交通利便性を損なうものとなっているため、早期の改善を図るべきであります。

本課題は、国道管理者との協議を要するものとなりますが、当局の見解をお伺いいたします。

最後に、大項目3、障害者生活支援及び障害者雇用の充実をについてお伺いいたします。

障害者支援については、障害の状況、年齢などによってその内容が異なってきますが、その方の特技、持っている能力を見きわめて対応していくことが重要であります。一人一人が違う能力を有し、その発掘が当事者の喜びと幸福につながっていきます。また、障害者の雇用に対するPR活動も社会への理解啓発となり、雇用への大きな弾みとなります。

本市においては、総合防災公園施設、木のおもちゃ美術館など新しい公共の施設が建設中ですが、こうした公共施設における積極的な障害者の雇用の機会や場所の提供により、障害者生活支援及び障害者の雇用の充実を図ることが重要であると考えます。

当局の見解をお伺いいたします。

以上3点、8項目について質問いたしました。市長の明確な答弁をお願いし、壇上での質問を終わらせていただきます。

【3番（伊藤岩夫君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

それでは、伊藤岩夫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、7月豪雨災害の復旧見通しについての（1）市道通行どめ区間の箇所と開通見通しについてにお答えいたします。

7月22日からの大雨災害については、本市においても甚大な被害があり、現時点での公共土木施設の被害状況は、河川110カ所、道路227カ所、橋梁2カ所の合計339カ所となっております。市道の通行どめは、7月23日時点では冠水箇所を含め36路線でありましたが、現在は14路線に減少しております。

今後の開通見通しにつきましては、公共土木施設災害復旧事業に向け、災害査定を経て復旧工事に着手することから、いましばらく時間を要しますので、御理解をお願いいたします。

なお、市道の通行どめに係る周知につきましては、主たる利用者が地元住民であるこ

とから、迂回路表示は行わず、町内会を通じた住民への周知、市のホームページによる通行規制状況の公表などを行っております。

一方、このたびの災害においては、大仙市や空港までの迂回路についての問い合わせが数多くあったことから、今後は国道・県道を管理する秋田県と情報共有を図り、いち早く道路利用者への周知に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）市道破損箇所の修復と点検作業についてにお答えいたします。

市道の破損箇所227カ所のうち、国の補助事業として申請を予定している33カ所については、現在、測量設計業務委託を実施しており、現地の調査・測量に当たっては、既設構造物の背後や基礎部、舗装の吸い出し状況などを重点的に確認するよう指示しているところであります。

今後の修復については、先ほども答弁いたしましたとおり、災害復旧事業での対応には時間を要することとなりますが、そのほか単独での復旧箇所については、8月2日付で専決処分をしており、現在対応中でありますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）豪雨災害における激甚災害の指定と復旧への取り組みについてにお答えいたします。

激甚災害指定については、7月27日に、私と鈴木議長が県庁を訪問し、激甚災害指定への要望を行うなど、各方面を通じて活動してきたところであります。

今回の激甚災害指定は、8月10日に秋田県全体が、農地・農業用施設及び林道の災害復旧事業等において指定を受けたものであります。

激甚災害指定に伴う優位性としたしましては、国庫補助災害復旧事業に係る工事費の補助率がかさ上げされるほか、通常時は単独費対応となっている査定設計費用に対し、2分の1が補助されることとなります。また、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業に対しては、有利な起債が適用となるものであります。

今後についてであります。公共土木施設については、局地激甚災害指定の可能性もありますので、まずは指定の根拠となる災害査定に対応するとともに、農地・農業用施設、林道などの復旧とあわせ、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、（４）農地及び農業用施設における復旧支援は、についてお答えいたします。

本市における7月22日からの大雨による農林水産被害の状況と被害額につきましては、8月25日現在で、水稻等浸冠水被害が313ヘクタール、被害額1億200万円、農地については、土砂流入や畦畔崩落など394カ所、1億3,900万円。農業用施設については、水路への土砂流入、ため池の決壊、農道の路肩決壊など296カ所、2億7,600万円。林業関係では、山地崩落などの林地被害が27カ所、4,300万円、林道の路肩決壊など157カ所、1億9,600万円であり、農林水産被害額は、合わせて約7億5,600万円となっております。

市の単独災害復旧事業の申請等の手続きにつきましては、これまでの災害時におきましても申請書類の記載方法など、懇切丁寧な対応をしてきておりますが、今回の災害復旧に当たりましても、農家の皆様方がスムーズに事務手続きができるよう、本庁・総合支所において万全な体制で対処してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、本荘市街地における道路の整備及び課題解決についての（１）市道石脇通線の交通緩和策と通学路確保についてにお答えいたします。

市道石脇通線については、都市計画決定された道路であり、国道7号と国道105号を

結ぶ幹線道路としての役割を担っており、また、現在整備中の総合防災公園へのアクセスルートとして重要な路線であると認識しております。以前より交通量の増加に伴う交通渋滞や、通学路として危険な状況であるなど、多くの課題を抱えた路線であるものの、拡幅整備については、住宅密集地を通過することから多大な整備費用を要するため、全線の整備には至っておりません。

これまで、課題解決に対応するため、平成11年度に有識者をオブザーバーに迎え、石脇地区の方々によるワークショップを開催し、石脇まちづくり計画を策定しております。この計画に基づき、通学路確保のための石脇地区自転車・歩行者専用道路の整備や、石脇新町交差点の改良、竜巻町内に歩道を設置するなどの整備を行ってまいりました。

現在、石脇通線を含めた都市計画道路全体について、都市交通体系調査を実施し、平成28年度から有識者による都市交通マスタープラン策定委員会を開催しながら、実効性の高いマスタープランを策定し、平成30年度には都市計画道路網の見直しを目指してまいります。

なお、現状の子吉川堤防につきましては、国土交通省から、歩行者や自転車が自由に通行できる空間として整備したものと伺っており、現在も高校生や市民の皆様によく利用されておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）市道鶴沼薬師堂線の歩道整備及び道路拡幅についてにお答えいたします。

市道鶴沼薬師堂線の道路拡幅につきましては、市といたしましても通学児童生徒の安全確保のため、改良の必要性がある重要路線と認識しております。現段階では、実施に向けた路線計画や整備手法を含め、総合計画「新創造ビジョン」の後期計画に組み入れて実施することとしております。

なお、自歩道の単独設置については、余分なスペースがなく、拡幅と同様に用地・補償費などが発生するため、一体化した整備が望ましいものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）国道105号砂子下から国道7号石脇田頭区間の渋滞緩和策についてにお答えいたします。

国道105号砂子下交差点の信号制御の見直しにつきましては、以前より由利本荘警察所に対し要望しておりますが、検証の結果、現状では対応できないことから、今後とも交通量の推移を見守りつつ、引き続き働きかけてまいります。

こうしたことから、児童生徒の通学時における安全につきましては、学校関係団体による見守り活動や、交通安全協会を初めとした各種団体との連携により確保してまいります。

また、国道7号田頭交差点の渋滞につきましては、ショッピングモールなどの建設や宅地開発による交通量の増加が大きく影響しているものと考えております。田頭交差点の左折専用車線設置を含め、国道7号の渋滞緩和対策について、国道管理者へ要望してまいりますので御理解をお願いいたします。

次に、３、障害者生活支援及び障害者雇用の充実をについてにお答えいたします。

本市では、現在、障害がある方への就業に関する相談については、昨年4月、二番堰に開設した由利本荘地域生活支援センター内の「障害者就業・生活支援センター Eサポート」において、一般企業等への就職や、就職後の生活サポート等、各関係機関と連

携して一体的な支援を行っております。

また、市を初め地域の関係機関が、ことし2月、由利本荘市商工会に対して障害者雇用の拡大を要請し、就業機会の確保に努めております。さらに、法定雇用率の引き上げに伴い、来年度の市役所職員の採用においては、新たに障害者を対象とした採用枠を設けたところであります。

御質問の総合防災公園、おもちゃ美術館は、指定管理による運営を予定しており、管理受託者に対し、広く障害者個々の特性に応じた就業機会の確保をお願いしてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君、再質問ありませんか。

○3番（伊藤岩夫君） 詳しい御返答ありがとうございました。

それで、大項目1、7月豪雨災害の復旧見通しについての（1）市道通行どめ区間の箇所と開通見通しについての中で、最後のほうの道路利用者に迂回路の表示という部分がありますけれども、これについては、国道、県道というのはやはり広域なものですから、迂回路の表示を具体的にしなければ、利用者にとって、かなり遠回りになるという観点から、標識の利用はしていると思いますけれども、市道についてはホームページ等、それから地域住民の利用となることから町内会に周知徹底を図ると、口頭で図っているというふうなことで理解をいたしました。

ですけれども、やはり市道といえども、由利本荘市も合併してから、一応日本一広いような土地でありますので、迂回路が長くなるような場合は、やはりそこには表示をしっかりしていただきたいと思いますけれども、もう一度その辺のところの御回答をお願いいたします。

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 再度のお尋ねであります。市道については、迂回路は表示を行わず、町内会を通して住民に周知をさせて、市のホームページで通行規制の状況を公表しております。また、空港、あるいは大仙市までの迂回路についての問い合わせが、今回も非常に多ございましたので、県と情報共有を図りながら、道路利用者へきちんと周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君。

○3番（伊藤岩夫君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

市道についても、県、国と重複する部分もあると思ひますけれども、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、そうすれば大項目1、（2）の市道破損箇所の修復と点検作業についてということでございますけれども、公共土木施設災害復旧事業については、測量調査等時間がかかるということでございます。確かに、災害に対する公共土木施設災害復旧事業に対しては、やはりその直し方が、国のほうで適当かどうかというふうな査定期間等あると思ひますけれども、時間がかかる、要するという返事だけでは、ちょっとわからないと思ひますので、ことしの末までに何ができて、来年はどうするかというふうな大まかな見通しだけでも答えていただけませんか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 建設部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木肇君） 伊藤岩夫議員の再質問にお答えいたします。

現在、災害査定が10月中旬から開始される予定と伺っております。ただ、これによりまして、災害査定による復旧金額等がまとまり次第、県を通じて配分がなされるものと思われませんが、その金額等によりまして、その時期がまだ不明確でありますので、今年度中に着工はできる部分があるかと思いますが、全てが今年度中に着手できるという形には、万が一ならない可能性もございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君。

○3番（伊藤岩夫君） わかりました。まだ明確な、数値的な、時期的な工程は、現時点では余りよく示せないということのようでございますので、被災された公共施設については、いろいろ市民も利用していますし、個人的には農地災害とかそういうものについては、いつまで何ができるのかという個々の時期的なもの、将来の計画もあるでしょうから、関係者の方々にできるだけ迅速に周知徹底をしていただきたいと思います。

それでは、大項目2番、本荘市街地における道路の整備及び課題解決についての（1）から（3）番まで全体のことですけれども、これについては、由利本荘市民が日常的に使っているインフラ、道路でございます。そこが何年も改善されないで、みんなが不便をこうむっているということに対しては、予算的に事業費がかかるということで見直されているのですけれども、これについては総合計画もあるでしょうけれども、独自のそういう不便を解消とする意味でも、ぜひ構想、計画、実施というのに向けた、全体的なものとはまた切り離れた形で、迅速に計画していくべきなのかなと思っています。

その辺については、どうお考えでしょうか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 先ほど答弁をいたしましたとおりであります。本荘市街地における道路の整備については、この3点の道路を御指摘いただいておりますが、大変重要な路線ということは、重々承知しております。今後、大変な整備費用もかかりますので、全線の整備について、いまだ至っていないわけではあります。できるだけ期待に応えるべく、努力をしてみたいと思います。

【「終わります」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 以上で、3番伊藤岩夫君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分間、10時20分まで休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午前10時20分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

25番佐藤勇君の発言を許します。25番佐藤勇君。

【25番（佐藤勇君）登壇】

○25番（佐藤勇君） 議長のお許しを得ましたので、質問をいたします。市民創風の佐

藤勇です。

まず、一言申し上げます。

まずもって、今夏の自然災害に遭われた全国、全県、そして本市の関係皆様に心からお見舞いを申し上げます。そしてまた昨日早朝、北朝鮮によるミサイル発射の例えようもない暴挙に全国民、全世界が震撼したのであります。一方、軍事的覇権国家による尖閣諸島ほか排他的経済水域EEZへの戦艦等の領海、領空、領土侵犯を繰り返す蛮行、そして国家間での条約も平気で踏みこむ国際ルール無視の暴徒、隣国たちに、何ら効果的措置をとれない現在の日本国憲法、主権国家の体をなしていない現憲法の不備不足をただすこともできない野党国会議員の無責任さ、国会質疑審査もそうではないか、そうだろうと決めつけた印象操作的な加計、森友問題に終始し、質疑時間の8割が与えられているにもかかわらず、野党は信憑性のない個人攻撃、政権批判で肝心の国益国防をたださない国会に、国民はあきれられるばかりでありました。

さて、質問ですが、私は、議員は1期4年が命、後がないとの信念で走ってまいりました。今回は一つの区切りとして、これまで寄せられた多くの提言や叱責の中から、項目10点について質問をいたします。

大項目1番、市営住宅の維持管理について。

(1)番、補修修繕について。

市には、条例によって市営住宅、特定公共賃貸住宅、公共住宅などがあります。市営住宅とは、公営住宅法に基づき、市が国からの補助金を受けて建設・運営している賃貸住宅であります。市営住宅設置の目的は、国と市が協力して、市民が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困っている所得の少ない方に、安い家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することとなっております。

また、入居者の決定、家賃の納入、入居者の遵守事項などは、市の条例により規定されております。運用等や20条修繕費用の負担については、「市営住宅及び共同施設等の修繕に要する費用は、市の負担とする。」、そして、括弧書きに、「畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は除く。」としております。市営住宅管理条例第18条、第19条においては敷金や、それと共用部分、通路、階段等について定めております。

本市の場合、共用部分の清掃等については、当番制にするなど、一定のルールを決めて入居者が行っているのか、実態からは想像できません。個々の管理についても、玄関ドアのレール、戸車の劣化などは、入居者と市のどちらが責任を持って補修するのか。住宅のドアの開閉に支障を来している実態があります。長く放置すれば、ドアごと取りかえの事態も生じかねません。小破修理を適宜行うことによって、市有財産の長寿命化につながると思いますが、どのような状況になっているのかお伺いします。

大項目1の(2)番、戸外周辺的环境保全について。

由利本荘市営住宅管理条例第23条、「入居者は、周辺的环境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。」、入り口や周囲に雑草が過繁茂しており、景観としても衛生的にも良好とは言えないところもままあるようであります。入居者自身の責任において、適切な維持管理は当然のことと思いますが、責任を放棄し、長く放置している

場合、適切な指導管理等をどのように対応しているのか伺います。

大項目1番、(3) 経営的な視点に立った管理運営についてであります。市営住宅は企業経営ではなく、あくまでも住宅困窮者の生活向上、社会福祉上の事業であります。公社制をしいているところもありますので、際限がないわけではありません。自治体側として、最低限の公共住宅の経営理念・感覚について、家賃の徴収、滞納や一般的な補修、また償却年限や収支の整理などはどのように管理されているのかお伺いたします。

大項目2番、公文書の送付に係る経費について。

年間を通して、総合支所を含む庁舎からの公文書発送は、大小の封書・はがきから多種多様であります。それに伴う経費は庁舎全体で年間どのくらいなのか。電子自治体を標榜して以来、何か変化があるのか。

通知や配布のものでも、イベントの中身によっては、大きな封筒を使用しなくてもレジュメだけで十分役割を果たすものが少なからずあるように感じております。行政改革の初歩的段階でもあると思いますが、経費削減に向け、担当や所管の中での取り組みについて伺います。

大項目3番、建設業許可取り消し処分に関連して。

市内建設業者の建設業許可取り消し処分について、市発注の事業でJVを組んでいる現状から、今後の事業推進に支障はないか伺います。

大項目4番、水林球場の効率的運用について。

(1) 番、維持管理と年間の利用実績について。

水林グリーンスタジアム、本荘由利総合運動公園野球場、対応種目は野球、1種公認、ソフトボールで全面人工芝、駐車場が290台の整備内容であります。かつては、全国高等学校野球選手権秋田大会の会場に使われていましたが、平成16年からその役目をグリーンスタジアムよこてに譲っているようであります。

施設の老朽化で、平成23年度から工期2年、総事業費およそ8億1,000万円をかけてリニューアルされ、利用者に喜ばれております。本市初の人工芝グラウンドであります。人工芝という特殊なグラウンドであり、利用上や維持管理上の課題はなかったのか、ないのか。また、天候にも左右されるわけですが、年間どのくらいの利用があるのか、市内外を含めて利用者の態様等についても伺います。

大項目4、(2) 番、合宿誘致について。

年間の利用状況について、各種大会以外の利用促進を図るべきではと思います。

近隣市町の合宿誘致等を参考に、その考えはないのか。県内外、市内野球熱は、小学生から50歳野球まで各種大会で大変な活躍であります。実業団、大学などの合宿の機会があれば、市内外から野球好きの人が集まり、相互交流により本市をPRできますし、何よりも人、物、金が動きます。

総合防災公園合宿所も来年オープン予定です。いろいろ組み合わせを持った市内施設の有効利用の展望についてお伺いたします。

大項目5番、ケーブルテレビの運営管理について。

いろいろ試行錯誤で日々研さんし、加入促進にも当局の真剣な努力に敬意を表するところでもあります。日夜休日返上で、日々スタッフの並々ならぬ努力にも感謝するところ

であります。

また、この件につきましては、これまで数人からの質問に答弁もあったところですが、通算の膨大な事業費投入に対し、トータル35.5%の加入率の数字は、一般市民においても納得のいかないところであります。特に、地域差があることにも問題があります。由利本荘市中心地域にかかわるあまたの事業推進から考えますと、中心地旧本荘市は、合併前には想像もつかなかったほどのソフト、ハード事業を推進してきたことは周知のとおりであります。しからば、この事業も市全体として事業推進を行っている投資額の莫大な事業でもあります。8つの地域の文化、歴史など、市民の情報共有や地域融合を図れる有効な手段として推進してまいった事業でありますことを踏まえ、理解していただかなければならないと思います。

周辺地域では、少しずつ人口減少、過疎化が進んでおります。そういった実情も自分のまちのこととして市民一体となって共有していただきたいと思っております。

市内中心部は、大型ダンプカーも通行できるような歩道が張りめぐらされ、片や旧町単位では、通学路に歩道もない危険にさらされた子供たち、交通弱者の現状もままあります。この一部の箇所については、市長の真摯な決断において、前倒しで10年来の悲願達成の方向に向かいつつあります。このことだけでも、地域は大いに感謝しているところでもあります。

もし、このままの状態で開催市町の理念、メインである政策事業に賛同を得られない状態が続く場合には、期限や規則を設定し、最低でも地域何%以上の加入を義務づけ、不履行な場合は当地域への関連事業の優先順位云々等を考えていくことも視野に入れるようなことも想定されます。これこそが自助・共助・公助の精神ではないでしょうか。このままでは、本来の目的が中途半端で推移することになります。

かなわなければ、単なる行事予定とか、本当のお知らせ程度に全域全戸に無料配信して、ケーブルテレビの形態そのもののあり方や、市広報のあり方を検討していくなど、行政改革は幾らでも創造できると考えます。

一般財源から毎年億円単位の繰り入れは、加入率から見ても、正常とは考えられないと思っております。独立採算制で視聴率を高めて、低廉な視聴料等で市内全域に公平に市の情報が行き渡るような仕組みを考えるべきことを提案しまして、以下3点について質問をいたします。

市全体で視聴することが可能になったときからの通算の事業費は幾らでしたか。

加入率35.5%の現状に関し、費用対効果についての所見と加入率の上がらないその一番の原因は何であると捉えているのか、お伺いいたします。

大項目6番、学校教育に関連して。

(1)番、定年前退職教職員数はおよそ何人かについてであります。

平成26年8月4日、文部科学省が平成24年度の学校教員統計調査を発表しております。新聞報道という形で注目されたのは、精神疾患で退職、休職した職員の人数であります。

公立小学校の平成24年度の退職教員数は1万8,007人、定年が67%、定年外が33%、公立中学校が8,684人、定年が57%、それ以外が43%、公立高等学校はといたしますと6,302人、定年が70%、そのほかが30%となっております。その多くは、精神面での課題が多いことに 관심이集まっていると報じられました。

本市内小中学校を私たちが訪問した限りでは、子供も先生も生き生き授業であり、そのような感じはなく、第三者のいろいろな心配を払拭するような雰囲気でありました。ただ、全国的な統計の中での参考でありますので、他山の石として見過ごされないことでもあるかと思えます。

この報道では、定年前退職・離職者が驚くほど多くおられることが示されております。全国上位の学力と、一昨日も大々的に報じられている秋田県、そして、由利本荘市の実態はどうなのか、また休職中の先生もおられるのかお伺いいたします。

大項目6番、(2)教職員の勤務実態は激務ではないかについてであります。

先ごろ、市内小中学校の訪問の機会があり、授業参観させていただきましたが、私たちが参観する分においては、疲労とか重労働などの感じはなく、むしろ生き生きとした先生と子供たちの触れ合い、はつらつ元気いっぱいの授業ぶりに感心してまいったものであります。

松野文部科学大臣は、平成29年6月22日の中央教育審議会総会で、小中学校教員の長時間労働解消に向けた負担軽減策を検討するよう諮問しており、中教審は教員の業務内容の見直しや地域との連携、勤務実態に合わせた処遇改善策などを議論しております。諮問委員会では、学校と地域・家庭との役割分担や、部活動指導員や事務職員、ソーシャルワーカーといった教員以外の人材との連携促進、ICT、情報通信技術を利用した負担軽減策などの検討も求められました。

出席した委員は、まずは教員の仕事の範囲を見直し、業務量を減らすことが大切と述べておられます。教員の勤務時間管理や処遇も検討課題とされ、公立学校の教員は、時間外手当が支給されないかわりに、給料の4%相当額が教職調整額として一律支払われていることに、委員からは、この仕組みについては勤務実態が把握しにくい、自発的で無制限な残業を助長するなど指摘があり、調整額の廃止や超過勤務手当の支給などを求めたとあります。

この8月25日には、文部科学省は、来年度の概算要求、公立小中学校の教職員は3,000人の自然減になるとして、3,800人の増を盛り込んだ新聞報道がありました。長時間労働の働き方改革推進とともに、次期学習指導要領に対応して、小学校の英語などの専科教員の増員を目指すとしております。

今回、陳情書にもありますように、文科省の勤務実態調査では、教諭の平均勤務時間は10年前から30分以上ふえ、小中とも1日平均11時間を超えた。過労死のリスクが高まるとされる月平均80時間以上の時間外労働に相当する教諭も中学校で約6割、小学校で約3割に上った。速報値などからも、教職員の働き方・労働時間に関する報告では、ほとんどの教員の1カ月の時間外労働が80時間を、既に一割の教員が精神疾患と強い関連性のある100時間超時間外労働になっていることが明らかになったとしております。本市の実態についてお伺いいたします。

大項目6番、(3)児童生徒に適した社会事象の伝達をについてであります。一部の小学校では、一部のマスコミが偏向的報道をした件を学校の掲示板にコピーしてきたものを掲載するなど、少し行き過ぎた感じがしました。学校で購読していない新聞の切り抜きでありましたが、やはり純粋な子供たち、未来に羽ばたく子供たちには、公平無私な形で世の中の出来事を提供して、正しい判断ができるように教え導き育てることを

願うものであります。正しい判断ができる子供を育てる、それが子育ての目的ではないでしょうか。

信憑性のない偏った新聞の偏った報道を、さも本当らしく、個人や政権党をおとしめるような、そして印象操作の疑い強い一方的なニュースやどぎつい写真を学校の掲示板に載せることが、果たして純粋な子供たちの判断を養えるのか、私は疑問に思いました。

例えば、もしその先生が、社会科等の先生であったとしても、あるいは授業外の道徳の時間など、そのような考え方や印象のもとで教えているのかなと推しはかれるのでありますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

大項目 7 番、由利本荘市職員に関連して。

(1) 番、定員管理の目標値についてであります。由利本荘市職員定数条例において、職員とは一般職に属する常勤の職員であります。臨時の職員並びに消防団員及び県費負担教職員は除かれます。もっと丁寧に申し上げますと市長、上下水道局、公平委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会、消防及び学校その他の教育機関の事務部局等に常時勤務する一般職に属する職員であります。臨時的任用職員は除かれます。

本市の職員定数条例では、議会が 9 人、市長の事務部局が一般補助職員 967 人、消防職員が 197 人、教育委員会が事務局職員 54 人、教育機関職員が 183 人、選挙管理委員会が 6 人、農業委員会が 8 人、監査委員が 4 人、地方公営企業の管理者及び職員 69 人、合計 1,497 人であります。実態は、条例の上限までの職員数なのか。また、地方公務員法 58 条の 2 及び由利本荘市人事行政の運営状況の公表に関する条例に基づいて行っているものようですが、定員管理の数値目標として平成 17 年 4 月 1 日から平成 32 年 4 月 1 日における数値目標として、1,453 人から 15 年後の、間もなくですが平成 32 年 4 月 1 日は 975 人と想定しております。現在の実数と定員管理の進捗について伺います。

大項目 7、(2) 番、臨時職員に対する賃金・身分保障についてであります。臨時職員の方の働きも、一般職員以上の業務量をこなしておられる分野もあります。賃金その他、どのような保障になっているのか、全職員の半分ほど、ここはちょっと人数が定かではありませんが、縁の下の力持ちとなって働いてくれているのが実態であります。職員名簿にも記載されておられません。その評価をどこに形としてあらわしているのかお伺いいたします。

大項目 8 番、全国レガッタに関して。

(1) 番、アクアパル対岸の雑草について。

由利本荘市は、市民ボート大会や市内高校生、中学生のボート熱が盛んであります。輝かしい成績を上げております。先般もボート全国大会優勝入賞で、市内パレードを行うなど、目覚ましい活躍ぶりであります。別称ボートのまちとみずからも標榜して、それに関するさまざまな行事やイベントを繰り返し行ってきた実績を持つことは、自他ともに認めるところであります。特にことは、全県レベルの催しや全国大会の数も、教育関係からスポーツ関係、文化に及ぶ盛況さであります。

その中でも、レガッタ全国大会は、ボート場施設を有している市町村が回り番、当番制で行う全国各地の自治体交流には欠かせない一大イベントとなっております。

見渡せば自然に生えた雑草でも、見た目には景観上余りよくは映りません。障害物な

どもあり、根こそぎ刈り草をするわけにもならないと思います。せめて頭を刈り、整然とするなど、大会に向けての対応をお伺いいたします。

次に、大項目8番、(2)看板・表示板の充実をであります。関係機関、所管が工夫して仕上げてくれた表示板作成等の努力を評価するものであります。

せっかくアクアパルに掲げたレガッタ全国大会の標示が小さく、どの方向からも判別できないので、もっと大きくするか、しかるべき場所に横断幕を掲げるなどして、士気高揚を図るべきと思います。

平成元年3月、策定された子吉川環境整備構想に基づき、市が整備を進めていた河川利用総合レクリエーション施設で、平成8年4月にオープンしておりますアクアパルの名称は、水に親しみ、多くの目的を持つ仲間が集うところという意味で、母なる子吉川をより一層親しみのある場とするとともに、水や川に関する情報収集や学習の場として、また、人と人との交流の場として設定されたとあります。この施設は、競技用ボートやカヌーなどを収納する艇庫を初め、会員制のフィットネスジムなどのスポーツゾーンと、子吉川の自然や歴史を楽しみながら学べる「水と川のミュージアム」、講演会やミニコンサートなど多種多様な催しができる多目的ホールなど、文化活動ゾーンから構成される全国的にも珍しいユニークな複合施設であります。看板の工夫についてお伺いいたします。

大項目9番、公共新聞の公平な閲覧に関してであります。今、国内でも新聞、テレビほかマスコミの報道は偏向的な報道が多く見受けられると識者、評論家が懸念する論評を発信しております。

情報を伝達するための媒体が、テレビ、新聞、雑誌、電話、手紙、広告、音楽、ラジオ、本、インターネットなどで、それらを総称してメディアと呼ばれます。主権者である国民が、国内外情勢についての的確な判断を下すには、政治経済、社会を初めさまざまな分野の知識や情報を手軽に入手できる環境が何より大切であります。国内外の誠実なニュースや報道は、多様な見方や論評を掲載しており、同じニュースでもさまざまな視点に接することが、その人となりの見方を形づくることにつながります。ましてや、国民に伝えるべき、伝えなければならない事象を伝えない新聞だけをそろえても、公平な判断は期待できないのであります。

放送法第4条は、政治的に公平であること、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることとあります。最近の新聞やテレビは、事実や、読者、視聴者が考えるための材料をありのままに提供することよりも、自分たちの主義主張に都合のよいことだけ熱心に報道しているのが実態であります。報道しない自由の行使が、逆にマイナスになっていることに気がつかないのであります。

全国5大紙として、読売、朝日、毎日、産経、日本経済新聞が挙げられておりますが、この5紙だけは、せめて幅広い視野で1人でも多くの市民の目にとまるように閲覧の機会に配慮が欲しいと思います。

学業も、全国有数の自治体として誇れる市民、県民であり続けるためにも、公共の場に提供いただきたいと切に思うものであります。由利本荘市民は、どこでもいつでも自信を持って、正しい判断を培えることのできる賢い市民でなければなりません。そのような観点からも、ぜひ世界各国や国内の率直な論評を伝える新聞を庁舎ロビーに置くこ

とを提案し、市長の見解をお伺いし、御即断を切望するものであります。

次に、大項目10番、市内道路標示・案内板に関して。

(1) 番、出張所の案内板について。

不特定多数の方が訪問する役所の看板は、地域の安心感にもつながります。出張所管内の概略の地図などを添えたら、さらに効果があるかと思えます。簡単な標示さえない出張所もあります。特に、市内外からの訪問者が多くなっている昨今、一考を要すると思えます。

また、その地域にあっては、公共施設が全くなく、ただそれだけのところもあります。その対応について伺います。

大項目10番、(2) 番、案内標識の劣化について。

道路標識や案内板は、その自治体の地域の顔でもあります。秋田県一広い範囲の由利本荘市は、隅々まで気遣いが感じられるなあと心から思われる配慮であってほしいと願うものであります。どんなに中心から離れても、行政の目が行き届いているあかしとして、ぜひ隅々への気配りを願うものです。

風雪に耐えて何年、ところどころの道路標示板が劣化し、景観上も思わしくないところもあります。その対応についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

【25番(佐藤勇君)質問席へ】

○議長(鈴木和夫君) 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長(長谷部誠君)登壇】

○市長(長谷部誠君) 佐藤勇議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1、市営住宅の維持管理についての(1)補修修繕についてにお答えいたします。

市営住宅を適切に維持していくために、市営住宅管理条例第20条及び第21条の内容を具体例で明示した由利本荘市営住宅維持管理マニュアルにより、市と入居者双方が住宅の維持管理のために負担すべき区分を明確にし、入居前に行う入居説明会で理解を得ているものと考えております。

例といたしましては、屋根の雨漏りや給湯器のふぐあいのほか、内装などの経年劣化によるものは市が修繕を行います。入居者には障子の張りかえや、水栓のゴムパッキンの取りかえなどをお願いしております。

市営住宅の適正な維持のためには、市が行う維持修繕と、入居者自身が日ごろより自分の住まいという意識を持って、住宅を管理しながら使用していただくことが必要と考えております。入居者が担う修繕につきましては、今後も維持管理マニュアルに沿って対応していただくよう指導してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)戸外周辺的环境保全についてにお答えいたします。

市営住宅の敷地内の環境保全につきましては、大がかりな環境整備などは市が、また、敷地内の除草や側溝清掃などは入居者に協力をお願いするなど、市営住宅管理条例第23条の入居者の保管義務等の定めに従い、それぞれの立場で居住環境の維持管理を行っているところであります。

入居者からの維持管理に御協力を得られず、景観を阻害し、衛生上も近隣に御迷惑と

なっている場合には、市が十分な説明と指導を行い、御理解と御協力を求めてまいります。

また、空き家周辺の環境保全につきましては、市が適切に行い、団地の環境の維持に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）経営的な視点に立った管理運営についてにお答えいたします。

平成28年度の収支状況ですが、市営住宅使用料として約1億4,360万円となっております。一方、市営住宅の運営に係る経費として、修繕費用約4,360万円に必要な経費を加えますと約1億1,720万円となり、そのほかに起債償還額が約1億6,100万円となっております。

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者層に対し、低廉な家賃で住宅を供給することを目的としております。そのため、各世帯の所得額に応じて家賃を算定することとなり、国は、市の負担軽減のために、建設後10年間は家賃に対する補助金を交付するなど、市営住宅は市民生活の安定と社会福祉に寄与する、生活セーフティネットとしての役割を果たしております。

経営的な視点に立った住宅事業としての運営も重要ではありますが、市営住宅供給の目的に照らすと難しい側面もございますので、御理解をお願いいたします。

次に、２、公文書の送付に係る経費についてにお答えいたします。

本市における切手や郵送料などに係る通信運搬費は、平成28年度で約8,230万円となっております。これまでも、個人情報保護を第一に、公文書の内容による封筒の使用可否や、使用する封筒書類などを総合的に判断し、さらに経費削減として郵送割引制度の活用や、職員による直接配布、納税通知書送付用の封筒印刷に広告料収入を充てるなどの対策を図ってきたところであります。

今後も、職員の意識向上を図りながら、さらなる経費削減に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、３、建設業許可取り消し処分に関連してについてにお答えいたします。

このたび、秋田県から建設業許可取り消し処分を受けた業者が関連する特定建設工事共同企業体、いわゆるJV企業体への市発注工事は3件ございます。現在、JV企業体の構成会社に対し、今後の企業体の構成、施工体制等を確認するための書類提出を求めているところであります。建設業法では、建設業許可がその効力を失った場合は、処分を受けた者、または承継人は処分を受ける前に締結された請負契約に係る工事に限り施工することができることとされていることから、工事の施工、完成には支障がないものと考えております。

次に、４、水林球場の効率的運用については、教育長からお答えいたします。

次に、５、ケーブルテレビの運営管理についてにお答えいたします。

ケーブルテレビ事業は、平成17年度から順次整備され、平成22年4月から市内全域で視聴可能となっており、この間の事業費は90億6,000万円であります。当事業は、合併時に地域間の情報格差の解消や一体感の醸成を図ることを目的に、国の補助金や合併特例債などを活用し、整備を行ったものであります。昨年実施したアンケート調査では、各地域の話題や行政情報などが自宅にいながら視聴できると、多くの皆様から好評を得ております。

また、さきの7月22日からの大雨災害では、音声告知放送を活用した避難指示など、防災面でも重要な情報伝達媒体として一定の効果があったものと考えております。

次に、加入率についてであります。本年7月末の加入率は35.66%で、平成22年当時より1,437世帯、率にして4.54%と、毎年少しずつ増加しております。しかしながら、本荘地域中心部の加入率が10.5%と低くなっており、これはテレビの電波状況やインターネットの接続環境が整っていることが要因の一つと考えております。

そのため、各種イベントでのPRに加え、今年度、新たに由利組合総合病院ホールにおいて、一週間分の番組を放映し、加入促進に努めているところであります。

今後も、さまざまな機会を捉え、広く魅力をお知らせして加入率向上を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、6、学校教育に関連してについては、教育長からお答えいたします。

次に、7、由利本荘市職員に関連しての(1)定員管理の目標値についてにお答えいたします。

本市では、平成19年3月に第1次定員適正化計画を策定し、平成22年度までに、市町村合併に伴う管理部門などの整理、調整を実施し、さらに平成23年11月策定の第2次計画では、指定管理者制度への移行や民営化にも取り組み、段階的、計画的に定員適正化を図ってまいりました。

本市の条例における職員定数は1,497人ですが、これまでの取り組みの結果、第1次段階で約290人、第2次段階では約130人減少し、平成17年4月1日の職員数1,453人から、平成29年4月1日現在の職員数は998人となっており、455人減少しております。

今後もアウトソーシングなど、効率的な事務執行体制を目指し、第3次定員適正化計画のもと、3年後の平成32年度には、目標を975人としており、業務量に応じた適正な定員管理に努めてまいります。

次に、(2)臨時職員に対する賃金・身分保障についてにお答えいたします。

由利本荘市の臨時職員数は、特養施設や保育園などの民営化に伴い減少してきており、8月18日現在で486人となっております。勤務時間や社会保険への加入など、雇用条件は多岐にわたっておりますが、その賃金や身分保障につきましては、共済加入の臨時職員を除いては、由利本荘市臨時的雇用職員雇用管理規程に基づき、一律に運用しているところであります。

これまでの処遇改善の例といたしましては、社会情勢に合わせた賃金改定を随時行ってきているほか、夏季休暇や育児、介護休暇など、各種休暇の充実等も図ってきたところであります。

今後の処遇改善につきましては、国の動向を見きわめながら適切に対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、8、全国レガッタに関してについては、教育長からお答えいたします。

次に、9、公共新聞の公平な閲覧に関してについてにお答えいたします。

市庁舎ロビーにつきましては、来庁者の方々が休憩するなど憩いの場として御利用いただいておりますが、来庁する市民の皆様へのサービスの一環として新聞を設置し、ごらんいただいております。現在は、地元新聞を初め、全国紙と言われる新聞の計4紙を

置いておりますが、全国紙につきましては、発行部数など一般的に需要が高いと思われる新聞3紙を設置している状況であります。

市庁舎ロビーの新聞につきましては、庁舎を訪れた皆様がお休みいただく際のサービスの一つとして考えており、図書館等とは異なり、多種多様な新聞を設置し情報提供することが目的ではないことから、現状では、現在の新聞4紙の設置で問題はないものと認識しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、10、市内道路標示・案内板に関する(1)出張所の案内板についてにお答えいたします。

現在、市では本荘、岩城、大内、鳥海の4地域、10カ所において出張所を設置し、住民票の交付などを初めとした各種業務を行っております。出張所につきましては、不特定多数の方が訪れる施設とは異なり、地域コミュニティーの拠点として機能し、地域の皆様にも十分に認識されているものと考えており、出張所までの誘導についても、現状で特段の支障はないものと考えております。

いずれにいたしましても、地域の皆様が出張所を御利用される際に不便を感じることはないよう対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)案内標識の劣化についてお答えいたします。

案内標識については、今後、支柱や盤面の腐食、標識の文字盤の劣化について点検作業を実施し、老朽度や緊急度を見きわめた上で修繕を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 佐藤勇議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、4、水林球場の効果的運用についての(1)維持管理と年間の利用実績についてにお答えいたします。

水林球場は、スポーツ課が所管しておりますが、その管理体制につきましては、水林総合運動公園内の陸上競技場などの管理も含めて職員2名が常駐し、施設管理に加え、周辺環境整備を実施しております。人工芝の管理につきましては、通常、職員が管理マニュアルに従って行っておりますが、専門的な部分については、シーズン直前の3月に業者委託により実施しているところであります。

人工芝球場は天然芝球場と違い、芝生の刈り込みや内野部分の土の入れかえなどが不要であり、比較的維持管理が容易となっております。

水林球場の年間利用につきましては、4月から10月までのシーズン中、210日間のうち、メンテナンスや悪天候の日を除く、約150日が利用可能となっております。利用者は年々増加傾向にあり、昨年度は150日中104日間の使用で、合計8,723人の方々に御利用していただいております。

平成25年のオープン以来、中体連を初め、野球協会や市内スポーツ少年団が主催する地区大会、県大会のほか、北東北大学野球1部秋季リーグ戦などにも利用されており、土曜、日曜日などの休日は、100%の使用率となっております。

また、あす31日からは、これまで多くの市民が待ち望んでいた高校野球の秋季中央地

区大会の会場として使用されることになっております。

今後も、県内唯一の屋外全面人工芝球場が市民に親しまれ、より多くの人々に利用される球場となるよう努めてまいります。

次に、（２）合宿誘致についてにお答えいたします。

全面人工芝に生まれ変わった水林球場は、地域に根差した球場として、休日は100%の利用状況であります。

平日の活用や、各種大会以外の利用として、夏休みなどの大学チーム、社会人チームの合宿を誘致することは、地元チームとの交流を通じた野球技術の向上や地域活性化などの面で、大変、波及効果が大きいと考えております。

水林球場は、人工芝のメリットである水はけのよさにより、常に安定したコンディションでプレーできることから、来年度完成予定の由利本荘アリーナの合宿所も活用して、昨年11月に設立した由利本荘市スポーツ・ヘルスコミッションと連携を図りながら、野球合宿の場として首都圏のふるさと会やスポーツ振興大使、大学OBなどの協力を得ながら、広く活用について呼びかけてまいりたいと考えております。

あわせて、今年度創設したスポーツ合宿等補助金制度を周知しながら、企業や商工会、JAなどの関係機関と連携して、情報提供や制度活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、６、学校教育に関連しての（１）定年前退職教職員数はおよそ何人かについてお答えいたします。

昨年度、本市に勤務している校長・教頭・教諭等の正規教員は、小学校と中学校合計で441名でした。その中の7名が定年前に退職しており、全体の1.5%に当たります。早期退職した理由は、家族の介護、結婚による他県への転出、新たな職種への転換が主なものでありますが、県の平成28、29年度の施策である早期退職者再雇用制度を活用したものでもあります。この7名のうち3名が、早期退職非常勤講師として学校に引き続き勤務しております。

なお、定年前退職者は、平成27年度は4名、26年度は1名、25年度は8名と、退職者数は年度によって異なっております。これらの方々の中には、退職後も免許外非常勤講師、学校ボランティアなどとして、学校とかかわり続けております。

教育委員会といたしましては、教職員一人一人がそれぞれの力を十分に発揮できるよう、引き続き環境整備に努めてまいります。

次に、（２）教職員の勤務実態は激務でないかについてお答えいたします。

文部科学省が行った教員勤務実態調査は、平成28年10月から11月の間で、対象校がそれぞれ連続する7日間を設定して回答した調査であり、対象は、全国2万95の小学校から400校、中学校は全国1万325校から400校の抽出された小中学校を対象としたものであります。

この調査と同じような手法で、昨年度、県教育委員会は、教職員の多忙化に係る状況調査を県内の全小中学校を対象に行っております。この調査によりますと、平均残業時間で多かったのは1時間から3時間であり、それは、秋田県内の小中学校の約8割に当たります。休日の出勤については、県内の約7割の小学校がほとんどないと回答しており、一方中学校は、1時間以上の出勤が約5割となっております。

由利本荘市内の小中学校の教員についても、県の調査結果と同じような傾向にあるものと思っております。

この調査結果と今日の社会的状況を受けて、今年度各学校では、校務分掌の改善、管理職による勤務時間の管理、会議や行事の精選等、各校の状況に応じた取り組みを進めているところであります。

なお、教育委員会でも、昨年度から指導要録や出席簿の電子化を整備するなど、教職員の校務の負担軽減を図る取り組みを行っているところでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）児童生徒に適した社会事象の伝達をについてお答えいたします。

市内の各小中学校では、新聞や子供向け新聞を定期購読し、図書館などで閲覧できるようにしております。

また、新聞各社が発行している写真ニュースは、各社ごとに発行回数は異なりますが、定期的に学校に郵送され、その都度、更新して校内に掲示しているところであります。その購読費用は、全て地域の方の御厚意によるものであります。

各紙が取り上げる記事は、政治や経済に関するもの、大きな事件や事故、動物の誕生や成長、スポーツや文化に関するものなど、多岐にわたっております。これらの記事一つ一つが、各新聞社では新聞倫理綱領に基づき、責任を持って配信されているものと理解しております。現在、児童生徒の社会への関心を高め、情報を読み解く力、考える力、問題を解決する力を身につけてもらうことを目的として、NIEのように、新聞を教材として学校教育に役立てようという取り組みも行われております。

したがって、本市の児童生徒には、これら新聞や写真ニュースなどから、情報を多面的・多角的に捉えたり取捨選択する力、総合的に世の中を見、判断する力を身につけさせたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、８、全国レガッタに関しての（１）アクアパル対岸の雑草についてと、（２）看板・表示板の充実をについては関連がありますので、一括してお答えいたします。

来月23日、24日に開催する全国市町村交流レガッタ由利本荘大会には、全国から28自治体、128クルーの申し込みがあり、約950名が参加される予定となっております。現在、実行委員会では、競技運営や式典・歓迎レセプションなど、大会に向けた準備を進めており、アクアパル周辺についても、友水公園から順次、環境整備を行っているところであります。

アクアパル対岸の雑草につきましては、国土交通省と協力して取り組んでおり、市の管理部分については、先般、除草作業の業務委託契約を行い、9月15日までには完了する予定であります。

また、看板については、今回新たにアクアパル正面駐車場や友水公園内に加え、市役所前に大型看板を設置したほか、沿道などに順次のぼり旗を設置して、大会ムードの盛り上げを図っているところであります。

各地域においても、ポスターの掲示やのぼり旗を設置するとともに、市広報で大会のPRに努めており、あわせて9月3日の市民ボート大会では、全国レガッタ出場クルーの壮行会を行うほか、ケーブルテレビで出場クルーを紹介するなど、出場選手の士気高揚も図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 25番佐藤勇君、再質問ありませんか。

○25番（佐藤勇君） 通告時に各所管から非常に詳しい説明、応答をいただいておりますので、特に再質問はありません。

なお、今、安定した政権運営でもありますし、さらに発展できますように努力していただけますことをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、25番佐藤勇君の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時25分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番今野英元君の発言を許します。4番今野英元君。

【4番（今野英元君）登壇】

○4番（今野英元君） 一般質問を行いたいと思います。

項目は2つであります。

ぱいんすば新山の指定管理の問題と本荘清掃センターの問題でありまして、これ、今まで2回質問しているんです。今回でどちらも3回目の質問となります。やっぱり自分できちんと納得がいけない問題について、なぜ市はこういう手法をとるのか、こういう政策を行うのかというのが納得いかない点があるんです。それをやっぱり議員として一般質問で行うということは、議員の使命だと思っています。私たちは議員として、なぜこういう政策が出てくるのか、そこにどういった政治的な手法が使われるのか、それがきちんと法令を遵守しているのかというのが自分ではまだ納得できないということで、質問いたしたいと思います。

大項目1のぱいんすば新山の指定管理について。

（1）の株式会社ぱいんすば新山の第6回定時株主総会について質問します。

平成29年の5月23日、ですから、ちょうど3カ月ぐらい前です。株式会社ぱいんすば新山の第6回の定時株主総会が開催されております。

この定時株主総会は、これまでの不祥事や平成27年の12月、平成28年の5月と2度の業務実施状況の実地調査結果による市の改善指示、そして、株式会社ぱいんすば新山の改善報告などを受けての定時総会でありました。

つまりこれは、これまでの不祥事やチェック機能の甘さ、取締役会の責任感の欠如を市民や株主に謝罪して、指定管理者として再生の第一歩を踏む出す総会と位置づけられていると思っています。

市当局、所管部局もこの定時株主総会には重大な関心、注目を寄せていたことと思いますけれども、この総会における討議内容、管理運営と健全経営の決意、取締役会の業務執行監督の責任強化策等について、会社側からどのような報告を受けたのか伺うものであります。

また、定時株主総会の会議録を読んで、会社側の再生の意向、意欲というものをどの

ように感じ取ったのか伺うものであります。

また、この件に関しましては、ちょうど5月23日というのは6月定例議会の開会中でありました。市としては、所管の常任委員会である産業経済常任委員会にどのような報告を行ったのかを伺うものであります。

(2) 設置者である市の責任と指定管理者の執行責任について伺います。

これまで平成28年9月議会、そして12月議会と2回の一般質問を行っており、これが3回目となります。

市は、指定管理者の管理する公の施設の管理を適正に期するために敏速な措置を講じなければなりませんけれども、市としてその体制が整っているのかどうかをお伺いします。

平成24年から27年にかけての不祥事、問題が発生しているにもかかわらず、市は一般質問において次のような答弁を繰り返しています。その答弁とは、会社内部の問題である、会社の規程の問題である、市は経営の方針に対しては自主運営を基本とし、指導なりについては、我々、つまり市側が言う立場ではないとした答弁を行っております。ばいんすば新山で不祥事が発生しているにもかかわらず、行政指導を行わなかった市当局の責任も当然問われるものであります。今後、株式会社ばいんすば新山にはどのような態度で対応するのか伺うものであります。

また、株式会社ばいんすば新山は指定管理者としての基本的な資質を有しているのかどうか、業務執行責任、取締役会の執行監督等、市ではどのような評価、総括をしているのか伺うものであります。

## 2、本荘清掃センター運転管理業務について。

(1) 「本市の入札においても、過去に例がないという意味で特殊な入札であった」という市長答弁について御質問します。

私、この「本市の入札においても、過去に例がないという意味で特殊な入札であった」というこれ、多分、市の部局が答弁書を書いたんでしょうけれども、非常にこれ読んでみまして驚きました。余りにも正直な答弁書でありまして、普通役所というのは、先例踏襲というのが行政の基本姿勢であります。過去に例がない特殊な入札を行わなければならなかったというのは、何かやっぱり理由があるんだと思います。特に業種や実績、資格を問わずに参加を認めるという入札というものはあり得ないことだと思います。請負契約において、このようなことはあり得ない。今後も市はこのような特殊な入札をいろいろな入札で行っていくのかどうか伺うものであります。

(2) 業務を遂行するに当たって指揮監督・技術指導をどのように行っているのかの点についてお伺いします。

市は、この業務を行うに当たって、3月6日に退職された経験者を、請負会社が雇用して、市の職員と総括責任者の業務打ち合わせを毎日行っていると報告していますけれども、その内容について伺います。

業務の遂行に関して、作業に当たる労働者の人数や配置、変更等の指示、仕事の割り当て、そして調整、業務の指揮監督、技術指導、作業スケジュールの作成や調整と指示については、どのように行っているのか伺うものであります。

また、受託者側の個々の労働者の残業時間、休日労働日数の把握、確認をどのように

行っているのか伺うものであります。

以上であります。

【4番（今野英元君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 今野英元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、ぱいんすば新山の指定管理についての（1）株式会社ぱいんすば新山の第6回定時株主総会についてにお答えいたします。

株式会社ぱいんすば新山の第6回定時株主総会は、御質問にありましたとおり5月23日に開催されております。

総会終了後に、会社から、運営体制が一新し、昨年の市からの改善指示を重く受けとめ、会社が一体となり、施設の管理運営に努めるとの方針を伺っております。

また、指定管理者協定書において、総会の議事録や討議内容の提出について定めていないことから、議会に対しても報告は行っておりません。

市といたしましては、ぱいんすば新山に限らず、公の施設の設置者として適正な施設管理となるよう、今後も必要に応じて、法令の範囲内で指導、実地調査及び指示を行うとともに、議員の皆様にご報告してまいります。

次に、（2）設置者である市の責任と指定管理者の執行責任についてお答えいたします。

指定管理者に対しましては、地方自治法や条例、協定書に基づき、毎年度提出される事業報告書により業務の実施状況や経営状況等を確認し、必要があれば実地調査を行い、指導や助言を行ってきております。

また、施設管理の適正については、仕様書や協定書に市が示した条件を満たしていない場合には、市は指定管理者に対し業務の改善を勧告することや、指定管理者は改善勧告を受けた場合は、速やかに応じるなどの記載があることから、指定管理者は指示や勧告、その対応については十分認識しているものと考えております。

株式会社ぱいんすば新山に対しましては、経理に関する疑義の情報提供により、平成27年12月と平成28年5月に実地調査を行い、それぞれ文書により改善指示を行っております。

これを受け、会社から改善報告書がそれぞれ市に提出され、平成28年6月には再度改善状況の実地確認を行い、適正に改善されていることを確認しております。

また、平成28年7月には、新たな代表取締役が就任し、さらに、ことし5月の株主総会では運営体制が一新となり、会社が一体となり、適切な施設の管理運営に努めるとの方針を伺っております。

市といたしましては、平成28年度の事業報告書をもとに、業務の実施状況等を確認したところ、事業計画及び収支計画に基づき、公の施設の設置目的に沿った管理運営が適正に行われていると判断しております。

次に、2、本荘清掃センター運転管理業務についての（1）「本市の入札においても、過去に例がないという意味で特殊な入札であった」という市長答弁についてにお答えいたします。

さきの3月議会及び6月議会においてもお答えしておりますが、今回の入札は、ごみ焼却を初めとする当該業務に関して、市内で同様の経験と実績を有し、業種登録をしている企業がないことから、業種、実績、資格等の要件を求めなかったものであります。

また、業務の委託先については、平成27年度に実施したプロポーザル方式による入札時から市内業者にお願いしたいという考えは変わっておらず、入札参加資格は当時の要件を踏襲したものとなっており、意欲ある企業が幅広く参加可能となるよう公募の手続を踏まえたものであります。

なお、今後もこのような入札方法を行っていくのかの御質問につきましては、市の業務等は多種、多様であることから、一概に申し上げることは困難であります。

業者の決定に当たっては、入札、契約の過程、契約内容の透明性、競争の公正性を確保した上で、その業務の性格、実情等に応じて入札参加資格を決定し、入札、契約につきましても適切な入札方法を選択してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)業務を遂行するに当たって指揮監督・技術指導をどのように行っているのかについてお答えいたします。

毎日の打ち合わせは、出勤者の確認、夜勤者からの引き継ぎ事項及び特に共有すべき情報について行っております。

業務の遂行では、市の作業スケジュールに総括責任者が選任した業務従事者を加えた6班体制の勤務表により、日勤等の勤務時間を事前に決定しております。

また、勤務表に基づき作成した業務分担表により各作業場所に配置し、配置した場所または人員を変更する必要がある場合は、その都度市と協議をして総括責任者の指示で行っております。

業務従事者への技術指導につきましては、6月議会でもお答えしておりますが、ごみ処理施設技術管理者の有資格者である総括責任者の指揮監督で業務を実施しておりますので、市職員の直接指導はありません。

残業時間等につきましては、日々の業務が時間内に完了したことを発注者、受注者の双方が確認しているところであります。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君、再質問ありませんか。

○4番（今野英元君） 1番のばいんすば新山の指定管理について、(1)の株式会社ばいんすば新山の第6回定時株主総会についてお伺いします。

定時株主総会開催するに当たって、議案書とかはばいんすば新山のほうからいただきましたか。

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 商工観光部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 堀商工観光部長。

○商工観光部長（堀良隆君） ただいまの今野議員の再質問にお答えいたします。

市は、ばいんすば新山の株主ではございませんので、株主総会に関する資料、それから、議事録等はいただいておりません。御理解をお願いいたします。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 株主でないので議案書を求める必要はないという御意見でしたけれども、この第6回の定時の株主総会というのは、いろいろな問題があった後に、株式会社ぱいんすば新山がどうやって再生していくのかという、ある意味特殊な株主総会なんですよね。そのときに議案書なりで、どういった総会を行おうとしているのかという確認は必要なんじゃないんですか。

○議長（鈴木和夫君） 堀商工観光部長。

○商工観光部長（堀良隆君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど市長も申しあげましたように、株主総会終了後に会社側から運営体制が一新し、昨年の市からの改善指示を重く受けとめ、会社が一体となって施設の管理運営に努めるという御報告がありました。それに関して、こちらでは会社側の姿勢を理解したということで御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） その報告は文書で受けたんですか、それとも、電話ですか。

○議長（鈴木和夫君） 堀商工観光部長。

○商工観光部長（堀良隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。

会社の役員に当商工観光部のほうに足を運んでいただいて、口頭での御報告でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 議案書を読みますと、役員の変更もあるんです。この定時株主総会で、7人いた取締役が全員1回やめているんです。それで、3人になっているんです。2人いた監査役が1人になっている。この体制で取締役会が、この問題があった会社の運営をきちんと見ることができるとお思いですか。人数が少なくなって、規模が縮小されて、取締役会としての機能が前より小さくなっているんですけれども、どうですか。その件に関して口頭で、商工観光部に来られたときに、どう言っておられましたか。

○議長（鈴木和夫君） 堀商工観光部長。

○商工観光部長（堀良隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。

取締役及び監査役の人数が減ったということですが、取締役の人数につきましては、会社法で取締役設置会社においては3人以上という定めがございます。また、その選任につきましては、株主総会での決議により選任するとなっております。現在の取締役は、先ほど申しあげましたように、5月23日に開催された株主総会での選任でございますので、適正に機能を果たしていただけたと考えております。

それから、監査役につきましても、会社の定款、それから、会社法に沿った選任となっておりますので、適正な監査をしていただけたものと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 取締役、3人から9人という定款ではあるんですけれども、7人いた取締役が3人になったというのは、これ、見方を変えれば、7人全員が今回の責任

をとって退任したというふうにもとれるんです。たまたま7人から3人になったということではないんです。そのときに、取締役会をどうやって強化するかということが当然これ、総会の中で協議されたと思うんです。今まで7人だった取締役が3人になるということは、どうしてもやっぱり目は届かないことが多いんじゃないんですか。市は設置者として、その点はやっぱり厳しく言うべきじゃないんでしょうか。

○議長（鈴木和夫君） 堀商工観光部長。

○商工観光部長（堀良隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。

市はばいんすば新山の株主ではございませんので、株主総会への出席というものはございません。それから、先ほど申し上げましたように、会社の定款及び会社法に沿って今回の総会が進み、役員が選任されたと理解しておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 株主でないからということで、じゃ、設置者としての責任というものは当然あるはずなんです。あるですよ。株主ではないので、それはないというふうなのは非常におかしいです。私、このばいんすば新山の株主総会で、市に情報公開条例による開示請求を出したんです。こういう内容です。平成29年5月23日開催の株式会社ばいんすば新山定時株主総会の討議内容、管理運営、健全経営の決意、取締役会の業務執行監督の強化策について、市への報告書を情報公開条例による開示請求で出しました。そうしたところ、こういうのはばいんすば新山から届いていないということで、つまり情報を保有していないということです。当然設置者としての責任で、文書としてきちんと求めるべきじゃないかと思うんですけれども、私はこれ情報公開条例による開示請求で出したというのは、当然こういう報告書なり文書が来ているから情報公開条例で開示請求したんですけれども、していなかった。市では当然これ求めるべきです。どうですか。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長兼木のおもちや美術館整備推進事務局長（原田正雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど市長の答弁にもございましたが、市は指定管理者と協定書に基づいて管理運営に対して指示、監督をしながら、適正に行われているかを見きわめていくということでございます。市といたしましては、指定管理の目的に沿った公の施設としての成果があれば、それから外れたことに関しては指示、監督をしていくと。株主総会等は私の組織の中の問題でございますので、これに介入するということ、いわゆるその情報を求めるということに関しては協定書にもございませんので、公の施設としての目的に沿った運営がされているというふうに判断し、そこまでは踏み込んだ形はとっておらないということで御理解願いたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 平成27年の12月9日にばいんすば新山の業務実地調査をした報告書というのがあるんです。当時の行政改革推進課長名で出ています。平成27年の12月9日に出ていますが、この中に、例えばこういう例あるんです。定款に監査役の1

名体制について、定款の定めでは監査役2名以内とされており、現在は監査役は1名体制である。監査役に事故あるときや、複数の視点で監査することの透明性や公明性などの観点から2名体制にすることが適当であると考えている。これがまず1点。

それから、まとめのところでこのように指摘しています。この施設の所管部局は、市商工観光部観光文化振興課であるので、施設の運営管理に当たり、市と会社とが連絡を密にして、市民に親しまれる施設運営を目指していきたい。これが当時の行政改革推進課長が出している報告書です。

まとめの一番最後に、会社の経理ということもあり、どこまで踏み込んで調査できるかという課題もあるが、地方自治法や市条例、協定書には、業務実施状況を実地に確認することができるかと定められていると。商工観光部も含む指定管理施設を所管する部局は、このことを留意して今後の事務執行を適正に実施していただきたい。つまり、市は株を持っていないから、株主總會の内容に関して指示したり、発言したりすることはできないということは、それは別な話で、設置者としてきちっとやっぱり対応しなければいけないということは明らかなんじゃないですか。市はそれを怠っているんじゃないんですか。今、この場に及んでもですよ、前回ああいういろいろな問題があったにもかかわらず。どうですか。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長兼木のおもちゃ美術館整備推進事務局長（原田正雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、会社のほうからは、この5月の株主總會を受けて運営体制が一新されたと、会社が一体となり適切な施設の管理運営に努めるという方針を伺っております。市といたしましても、平成28年度の事業報告、これを精査し、実施状況等を確認しましたところ、公の施設の設置目的に沿った管理運営がなされているというふうに判断しておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 今の答弁聞いていますと、私が平成28年の12月議会でもらった答弁と全く一緒ですね。会社のことは会社でやって、市としては踏み込めないということ当時の商工観光部長も言っていますし、副市長も言っているんです。でも、指定管理者としての設置責任のところで、市がやっぱり会社の実態を把握して、この会社はこれからどうやってやっていくんだという方針を口頭ではなくて、やっぱり文書できちんともらうというのが必要なんじゃないですか。口頭で会社が今後しっかり頑張りますと、それは言うでしょう。口頭では言うと思いますよ。でも、きっちりそれを文書で残すというのが必要なんじゃないですか。

○議長（鈴木和夫君） 阿部副市長。

○副市長（阿部太津夫君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

ちょうど平成27年、28年のいろいろな情報が寄せられましたときに総務部長をしておりましたので、その経緯も含めてお答えをしたいと思います。

行政改革、これを所管しておる立場で、すぐに現地調査を指示いたしました。それに応える形で改善をされまして、実際に文書でその状況ももらっております。ただ、今回の部分につきましては、昨年の代表がかわられた以来、一生懸命に社長がこちらのほう

にみえまして、改善についての心意気を何度となく示していただきましたけれども、28年度につきましては、特別どうこうといった指摘事項はございませんでした。ですので、今回今野議員が言われる会社の株主の体制あるいはそういったものが変わったということでどうこうという会社の方針のことについての文書はいただいております。私どもが会社に求めるものについては、あくまでも市が指定管理者に対してこの事業についての目的、業務内容、これについての指摘あるいは改善に向けたことに対しての会社の方針については文書でいただきますけれども、今回のことにつきましては、体制が一新されたからといって、市に、例えば誓約書的なそういったものを出すべきようなそういうふうな状況にはないというふうに考えてございます。

それから、先ほど市長が答えましたとおりに、平成28年度事業につきましても、ことしの春に出されました実績報告書、これについては行革あるいは現場を所管する観光のほうで十分に精査したところで、それが適正にされているというふうに把握して認識しておりますので、今回のことについては、あくまでも会社の総会のことでありまして、28年度以降につきましては、市が求める指定管理の内容については、今のところ何ら指摘するものはないというふうに認識してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 今の副市長の答弁、これ、平成28年の12月議会の私にした答弁と非常によく似ていますよね。基本的には、ぱいんすば新山と市の関係は、会社の運営に関しては、市はそんなに踏み込まないということを行っているんですね。平成28年の12月議会でも、会社は自主運営を基本としているので、それにどうこう言う立場には我々はない、我々というのは市としてはという意味です。会社には監査役や取締役会があるのだから、そこで当然会社としての浄化作用があるはずだから、その会社でそういうふうに対応すればいい、そういう発言、答弁しているんです。今の副市長の答弁、全くそれから一步も出ていない。まさに会社のことは会社でやってくれと、指定管理者としてきちっとやっていけばいいんだよ。でも、平成27年のこの事業報告書は、私は非常によくできた事業報告書だと思っています。会社と市がきちんと連絡をとって、市はどうやってその会社を把握しているのかというのを綿密に連絡をとるべきだということを書いているんです。だから、会社に浄化作用を求めるなんていうのは、それは副市長の思いであって、思いであればいいですけども、やっぱり実態をどうやって把握するかというのは、議案書を見たり、会議録を見たりして、この会社がどういった方向に行くのか——今後どうやってこの会社を再生しようとしているのかというのはやっぱりつかむ必要があると思うんです。それをしないというのは、全くもって税金を年間2,700万円投入している市としての私は責任放棄だと思います。それは、市が求めて当然の行為だと思うんです。会社は会社の中だから、市はそこに足を踏み込まないなどということではなくて、きちんと会社の実態をつかむべきじゃないんですか。答弁求めます。

○議長（鈴木和夫君） 阿部副市長。

○副市長（阿部太津夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず第1点は、指定管理者と市の関係、これについては、まず、その指定管理の目的、

これを達成しているかどうか。それで、疑義があった場合に市がどういうふうに指導、改善していくか、これがまず第一だと思います。

それから、今野議員がおっしゃられるとおりに、会社の内容について、これについての共有するところ、あるいは共有というよりも事情について市が興味を持ってきちっと把握するという、これについても十分大切なことだと思いますけれども、会社の株主総会的なところについて、市が一方的な考え方を、話を持っていくということについてはなかなか難しいことがあるのかなというふうに思います。

私も今、三セクの社長として2つほどやっておりますけれども、その中でも、株主であるがゆえに市のほうにも議案とか、そういったものについてはきちっと届け出をいたしますけれども、一方で民間の会社のところでは、やはり指定管理という一つの公募の中でそれを勝ち取ってきた指定管理者としての位置づけがございますので、そういった社会的な責任ももちろんございますので、その辺につきましては、答弁した平成27年度行革の提言にありますとおりに、きちっと把握することも必要だと思いますけれども、立ち入ることとそれを把握することとはまたなかなか違うものかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 何も問題がない会社であればいいですよ、経営もきちんと、経理も順調にいつているのであれば。市が2回実地立ち入りの調査をして、2回指導も、改善の指示をして——そういう会社、そういう会社というか、私はこの株式会社ばいんすば新山、担当する能力に欠けていると思います。これやっぱり特殊なんです。石脇地区で株主で、そこで会社をつくっている。非常に市からしてみると、ある意味、石脇地区の中でそういう会社をつくってもらってやっているということで、非常に温情をかけていると思います。これ、ばいんすば新山、民間の会社なんですけれども、こんなずぼらな総会の内容とかを知らせないというのはないんじゃないんですか。例えば、私たち一般の会社の株主総会あるときに、どういった議案でこの株主総会やるかというのはちゃんと通知が来ますよね。通知来て、総会終わった後にこのように決定になりましたというのは、そんな長い文章ではないけれども、来ますよ。ですから、市としては、やっぱりどういった総会だったのか、今後この会社はどうやって会社を運営していくのかということをやっぱり確かめる必要があったんです。今もってそれをやろうとしていないというのは、私は怠慢だと思っています。これ以上この話すると、また行き違いになる可能性がありますけれども、私はこの平成27年の12月に出された、当時の木原課長です。木原課長が出したこの報告書の内容というのは、市としてやらなければいけないこと、取締役会としてやらなければいけないこと、監査役としてやらなければいけないことというのをきちっと書いているんです。もう1回聞きます、じゃ。取締役が7人から3人になって、監査役が2人から1人になって、これで十分に会社の執行体制を監視できる体制にあると思いますか。

○議長（鈴木和夫君） 阿部副市長。

○副市長（阿部太津夫君） 現在のその執行体制につきましては、先ほど商工観光部長が話したとおりにというふうに思っております。ただ、平成27年度行革の改善の方向として、監査役が1人では足りないのではないかとということにつきましては、今後、市

として申し入れを行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、指定管理者選定委員会を経て、4年という一つの任期がございまして。今、何年目か、ちょっと私、今、手元にはないんですけども、その際にまた公募という形あるいはどういうスタイルになるかわかりませんが、その中で、その会社の内容、性格、そういったもの、これまでの状況も踏まえて、それは選定委員会のほうでしっかりと対応されるものというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） このまま何回やっても同じところですれ違っちゃうというのは、非常に私も残念だと思うんですけども、これ、平成28年の12月議会の会議録、こういう答弁しているんです。当時の商工観光部長です。まだ会社内部の課題と申しますか、問題というような取り扱いとして我々のほうでは判断していますので、市長のほうには報告していません。会社のほうにその旨指示なり、指導なりしたということでございます。要するに、いろいろな問題はわかっていたけれども、商工観光部長のところではストップして、上には何も報告していなかった、こういうことです。こういう体質が役所の中にある限り、やっぱり問題が起きたときの対応が非常に遅い。思ひませんか。私よく言うんですけども、これがもしばいんすば新山が直営の施設であつて、あのような問題がぞろぞろ出てきたらどうしますか。ああいうのは処分問題ですよ。刑事事件に発展する可能性十分あるんです、お金の問題絡んでますから。たまたま直営ではなくて、指定管理だったからということではないんですよ、やっぱり。やっぱり市は指定管理するに当たつて、設置者である市はこういったことはやらなければいけないということをしなければだめなんじゃないですか。会社にこれとこれの、例えば会議録つくってなければ、会議録を早くつくつて、第6回の定時株主総会の会議録を早く市に提出しろということとは当然言うべきなんじゃないですか。どうですか。

○議長（鈴木和夫君） 阿部副市長。

○副市長（阿部太津夫君） ただいまの御質問にお答へしたいと思ひます。

会議録の提出は、先ほどまで市長も、部長も答弁しておりますけれども、協定書の中にもその提出を求めておりませんが、平成27年、28年の市からの勧告や指導にあつたようなことについては、おおむねというか、もう改善書が出されて、それを行革のほうでまずよしと、改善されたというふうに認めておりますし、一番近いところでの平成28年度の実績もきちとなされておりますので、これについて新たな会議録等は求めませんが、このことを、今回のことをもとにしまして、もう一度会社のほうと協議をしながら、こういうふうな市議会のほうの考えの見方もあるので、十分配慮するように対応してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） それで、ちょうど株主総会あつたとき、5月23日で、6月議会のちょうど最中でありました。これ所管の委員会とかに報告行つたものですか。

○議長（鈴木和夫君） 堀商工観光部長。

○商工観光部長（堀良隆君） ただいまの今野議員の御質問にお答へいたします。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、所管の委員会には報告はしてございません。

それから、定時総会の会議録につきましては、会社法で株主及びその債権者がその閲覧ができるとなっておりますので、そういったことで市でも求めてもおりませんし、それから、会社からもいただいておりますということをつけ加えさせていただきます。御理解をお願いいたします。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） この質問はこれで終わります。でも、非常に納得がいかないです。ばいんすば新山という株式会社が、第6回の定時総会で意欲を持ってこのばいんすば新山という会社を新しくして、出直しの覚悟でやっていくというふうにはとても思えません。市がそれに対してやっぱり何も物を言わない、要求しないと、私にはとても納得できないですけれども、市の態度としてはよくわかりました。市がこういった態度で指定管理者であるばいんすば新山と向き合っていくということだけはわかりました。

それで、次、2の本荘清掃センター運転管理業務についての質問に移りたいと思いませんけれども、よろしいですか。

○議長（鈴木和夫君） はい、どうぞ。

○4番（今野英元君） この（1）の「本市の入札においても、過去に例がないという意味で特殊な入札であった」という市長答弁についてですけれども、私これ、素朴に疑問に思うんです。なぜこういう無理なというか、危険なというか、入札をしなければいけなかったのか。平成26年の12月の会議で、本荘清掃センターはこういったスタイルでいくということを決めた会議があるんです。平成26年に本荘清掃センター運転管理業務の委託の検討について、平成26年12月9日、庁内会議修正後確定版というものです。この中で、この当時、段階的委託期間を当時9年間ということになっています。地元で焼却施設の運転実績のある業者がないことなど課題があるにしても、段階的委託期間によることで問題を解決しようと、このときにまず骨格が決まったんですね、多分。平成26年のこのときから、もう市の頭はこれ一本で、これでいくと決まっているんです。誰も疑問にも思っていない。こういった入札の仕方がおかしいのではないかと誰も思わなかった。ただ、入札の指名調整の会議の中で、数人の委員の方がこういった出し方で、出し方だというのは、入札の仕方でいいんだろうかという疑問は出しているんです。でも、いや、ちょっと待てよと。これは非常に危ないということに関して、誰も疑問に思っていない。ずっとこの方針で進んできているんです。これ過去に例がない特殊な入札という認識は、やっぱり市長も持っているし、市の幹部皆さんも持っているんです。こういう入札の仕方が法令に合っているかどうか、本当に調べたんですか。どうですか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 総務部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長兼木のおもちゃ美術館整備推進事務局長（原田正雄君） この件につきましては、3月議会でもお答えいたしましたとおり、自治法等法令に則した形で、法令違反ではないというふうに考えております。3月議会の答弁と同じでございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 私もこれが本当に法令に基づいてこの入札がなされたものかということで、あるところ、要するに労働局に2回ほど聞きに行きました。国の役人という

人たちは、自分たちの仕事の範囲の中ではいろいろ指導してくれますけれども、自治法とかになると、自分の範囲でないので一切答えませんでした。私に資料としてこれを読んでくださいということで、ある一つの手引書、地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引ということで、平成26年の3月改訂版、これを読めばわかるという意味で私によこしたんです。この中で、何書いてあるかといいますと、地方公共団体が請負契約をするに当たって、きちんと請負業者の中身を調べてから契約しないといけませんよということを書いてあるんです。ですから、請け負うということは、経験や実績を請け負うために持っていないといけないということ書いてあるんです。そこを市では怠ったんじゃないんですか。実績がなく、経験がない。それでも今回入札しよう。これ禁止手を使ったと言ってもいいかもしれません。市長はスポーツマンですから、禁止手という意味わかるでしょうけれども、使ってはならない手法を使った。だから、過去に例がない特殊な入札なんですよ。これ、そういう認識、市のほうではなかったんですか。法令を遵守していると言いますが、遵守していないんじゃないんですか。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長兼木のおもちゃ美術館整備推進事務局長（原田正雄君） 法令に関しましては、市の顧問弁護士であります弁護士のほうにも相談、さらには県のほうにもこの解釈について照会させていただいて、法令には違反していないという確認を受けた上で実施しておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） じゃ、請負契約というものはこういうものであるというのが、これに真っ先に載っていますけれども、請負契約というのは、請負業者がこういった経験を持っていないといけないというのはもう当然書いているんです。そのことを市がわかっている、こういう入札をしたということですか、過去に例のない。これ、わかっているやっただけであれば大変な問題。知らなかったら直せばいいんです。知らないで入札したのであれば直せばいいんですけれども、請負契約というものはこういうものだというのをわかっている、過去に例のない特殊な契約をやったというのであれば大問題ですよ、これ。どうですか。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長兼木のおもちゃ美術館整備推進事務局長（原田正雄君） この件に関しましては、それぞれプロポーザルでこのような、いわゆる経験を問わないで、民間のさまざまなジャンルを問わない業種に説明会を行いながら公募でやっていくということに関しましては、常任委員会でも報告して進めさせていただいておりますし、この進め方について、平成28年度、急にこういう、いわゆる公募という、経験を問わないというやり方をするというふうにしたわけではございません。ということで、弁護士、県の意向で聞きますと、いわゆる自治法でうたっている経験というもの、実績というものを捉えるというやり方もありますが、能力というところに関して、禁治産者、準禁治産者、いわゆる契約能力のあるかないかだけは確認しながら、法令に基づいてこのような方式で行ってきたということで御理解願いたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） こういう経験が、実績がなくて、指名競争入札をしていながら、

できるだけ一般競争入札に近い入札をして、数年間の段階的な期間を設けて民営化をやる。この手法を行うと、何でもこれ民営化にできます。市の公務の仕事なり民営化しようとしたときに、この手法を使えばどんなことでも民営化できます。業績を問わない。公募型の指名競争入札をしておきながら、できるだけ一般競争入札に近い方法をとる。経験者がいない。経験者がいないから、3年間の段階的な期間を設ける。もしくは、経験者が、退職者がいたと。退職者をその会社に入れればいいじゃないか。この手法をとるのであれば、あらゆることが民営化できるんです。ですから、私はこれ禁止手だとさっき言ったんです。

県と弁護士さんに聞きましたと言いましたけれども、本当はこれ聞くべきは、秋田の労働局なんじゃないんですか。市のほうでは労働基準監督署にも聞いたと言いましたけれども、私も労働基準監督署にこの前聞きに行きました。そうしたら、内容は公務員の守秘義務違反にあたるから言えないと言いました。こういう手法をとるのであれば、これ自治法のやっぱり入札契約に違反しているんじゃないんですか。私はそう思いますけれども、もう1回お願いします。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長兼木のおもちゃ美術館整備推進事務局長（原田正雄君） お答えいたします。

今野議員がおっしゃいます禁止手という、こういうやり方というのは、禁止手という言葉が使われましたが、答弁でもお答えいたしました。過去に例がない、いわゆる市内にこの実績を持っている会社が存在しないというところから始まりまして、この業者の資格といいますか、その選定につきましては、その業務の内容、性格、実情、これらを勘案しますと、実績を問うような仕事ではないということで、これからその禁止手をどんどんやっていくのかという御質問がありましたが、それはやっていくということは答えません。このようなケースがあれば、またやることもありますし、このようなケースというのは、まれにしかないというケースだということも理解しております。ということで、このような法令には基づいた形でやらせていただいたということを御理解願いたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） これも考え方が違うというような問題ではなくて、手法の問題だと思うんです。本荘清掃センターの民営化に当たって、平成25年ころからいろいろ協議してきたと経緯聞いていますし、26年度にさきの方針が出て、27年の暮れにプロポーザルで公募して、28年の1月19日でしたか、市の内部で談合情報が出て、1回白紙に戻るわけですね。それで、ことし入札するわけですがけれども、非常にやっぱり問題があるというか、談合情報が出るくらい問題がある物件なんですよ、これ。これを無理やり過去に例がない入札を行うということ自体が非常に私にはわからない。非常に危ない物件なんですよ、これ。手突っ込んでいけないうところに、市が無理やり手を突っ込んで、業績のない会社でもOK、やるというのは、非常になぜこんなに危ないところに手を突っ込むか。そこがわかんないんですね、私は。皆さん市の職員としてやっぱりそう思いませんか。これは四、五年なり、七、八年、市内で本当に業者ができるまで、市で直営でやってもいいはずなんです。それを無理やり、それこそ私から言わせれば禁止手を使って危ないところに手を突っ込んだと私は認識しているんです。そういう認識ありませ

んか。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長兼木のおもちや美術館整備推進事務局長（原田正雄君） 再三お答えしておりますが、この議員の認識とは、我々この業務を適正な入札過程、法律に基づいた形で行ったというふうに認識しておりますので、相入れないものがあることというふうに考えております。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 私の認識のほう間違っている、そういうことですか。認識不足は私のほうであって、市のほうは淡々と普通の入札契約を行ったと、そういうことですか。私の知り合いでも、国の入札にかかわった方からこういう入札のあり方が我が由利本荘市で行われているけれどもどうですかということを二、三名に聞きました。非常にびっくりしていました。ああ、由利本荘市でこういう手法を使うのかということですが、でも、今の原田部長の話を知ると、我々はそれを業務の一環として何の疑問も持たないで淡々とやったというのであれば、私の認識が間違っていてということですがけれども、私は非常に残念だと思います。市の幹部の中で、誰ひとりこういう入札をやることに関して、これはちょっと待てよと言う人がいなかったというのは大変残念だと思います。誰かがやっぱりこういう入札をやっているのかという疑問を呈して、ちょっと一歩引いて、もう1回考えてみようじゃないかということがあってもいいんじゃないですか。でも、先ほどの平成29年のこの確定版を、ずっとこれありきでもう来ているんです。だから、誰も意見を挟む余地がない。そういう市の体制、非常に誰も疑問を持たなかったこと自体が私は不思議でならないんです。聡明な皆さんたちがいて、誰ひとりこれに関して異議を唱えなかった。そういうことが非常に残念であります。これで質問を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、4番今野英元君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分、午後2時20分まで休憩いたします。

午後 2時08分 休 憩

午後 2時20分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番伊藤順男君の発言を許します。10番伊藤順男君。

【10番（伊藤順男君）登壇】

○10番（伊藤順男君） 会派高志会の伊藤順男でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

本日最終の質問でありますので、お疲れのことと思いますが、よろしくどうぞお願いをいたしますし、また、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

このたび7月22日、23日にかけて、50年に一度と言われる集中豪雨から1カ月余りとなりました。

本市において罹災された皆様、また、大仙市を初め雄物川流域で罹災された皆様に改めてお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは、質問に入らせていただきます。

大項目 1、集中豪雨災害について。

(1) 集中豪雨における初動体制とその評価について伺います。

このたびの本市の集中豪雨の特徴といたしましては、主に岩城、大内、東由利に集中。道路決壊等の建設関連、河川の氾濫による農作物や揚水機関連の水没被害。住宅等関連においては、大内地域での床上浸水17棟、東由利地域1棟、車の水没等と広範にわたりその爪跡を残したところであり、近年にない豪雨災害となったところでもあります。

中でも、最も被害の大きかった大内地域に限りますと、小栗山観測所、これは秋田県河川砂防課雨量情報ホームページによりますと、22日午後3時から4時に62ミリメートル、午後8時約100ミリメートル、午後9時の時点で連続降雨量、6時間で179ミリメートル。降り始めからの総雨量が23日11時において237ミリメートル、このようになったところでもあります。

また、同岩谷観測所では、22日午後11時ころから本格的降雨となり、翌朝6時までの7時間で150ミリメートル、断続的降雨は降り始めから23日11時までの総雨量235ミリメートルとなったところでもあります。

今回の大雨は、上川地区から降り始め、下川、岩谷地区へ移動しながら大内全域に降ったものと想定をされます。

この集中豪雨は、平成9年9月2日、岩谷地区での総雨量261ミリメートルに次ぐ大雨となったところではありますが、被害としては、翌平成10年8月2日の総雨量181ミリメートルのほうがはるかに大きな被害をもたらしていることから、自然災害における被害や避難等の想定においては、その地域特性の把握が重要との感をさらに強くしたところでもあります。

さて、秋田地方気象台和田幸一郎台長は、昨年まで岩手県の気象台の台長を務めたときの経験、これは岩泉町グループホームが浸水し、9名がお亡くなりになった台風10号の反省から、秋田県内の市町村長と直接会って携帯電話番号を交換し、ホットラインを築いていたと報道をされたところでもあります。

7月22日、50年に一度に相当する大雨が降りつつある。十分注意するようにと連絡を受けた穂積秋田市長は、災害への心構えができた。また、大仙市の老松市長は、避難勧告の決断は台長からの電話が大きな契機、対策を進める上で貴重な情報と感謝。このように秋田魁新報紙上で報道をされたところでもあります。

ところで、被害を受けた大内地域の町内会の会長を初めとする皆さんが一致協力、迅速に避難等の対処をしたことについて見聞きし、改めてコミュニティーの大切さ、意義の大切さを知ったところでもありました。

また、建設業協会においては、市との災害協定を結んでいるとはいえ、道路等の安全確保、その後の復旧にいち早く対応、地域をよく熟知している地元業者の強みを遺憾なく発揮したこと。

また、消防団においても、不眠不休の体制で安全確保や注意の喚起等に努めたことなど含めて、自助、共助、公助、いわゆる互助が機能したものであり、大いなる称賛をされるべきことと考えます。

話が前後しますが、災害から市民の生命財産を守る上でトップリーダーの指導力、い

わゆる状況判断が重要であることは言うまでもありません。

さきに述べましたが、秋田地方気象台和田台長は、昨年8月30日の台風10号の反省から、秋田県内の市町村長と直接会って携帯電話番号を交換し、ホットラインを築いていたと報道されたところでもあります。

そこで、長谷部市長にも秋田地方気象台和田台長からの連絡があったと思いますが、どのような情報であったかお聞きします。

また、災害から市民の生命財産を守る上で迅速な初動体制へどのように生かされたか、相関関係。

さらには、避難勧告等の周知がどのように行われたか、その手段等について。

また、50年に一度と言われる集中豪雨から1カ月余りとなったことから、初動体制とその評価について伺うものであります。

(2) 小羽広ダムの管理状況について。

大内地域を縦断する原始河川と言われる芋川の氾濫、昭和26年の8月6日、小関川流域を襲った集中豪雨では、死者2名、流出家屋21戸、川にかかる橋が全て流され、甚大な被害をみたと、このように言われております。これは大内町誌に記載されております。たび重なるこうした集中豪雨等から、田畑、住民の生命財産を守るためにはダムの設置が必要と、昭和31年に当時の大内村伊藤徳治初代村長、故人であります。提唱し、要望活動の結果、昭和39年鬼ヶ台、昭和42年小羽広ダムが完成に至ったものであり、芋川流路延長44キロメートル余り、流域228平方キロメートルにおける防災等を担うこととして建設されたところでもあります。洪水時におけるダムの管理体制は、大内総合支所に設置されている監視局が各種天気情報をもとに、水位等を見ながら指令やゲート操作により計画的に行われているものと認識をしております。被災された住民等から、ダムの放流が災害を助長したとの指摘があることから、災害発生前後のダム管理状況について、また、その指針等、小羽広ダムの管理状況について伺うものであります。

(3) 芋川氾濫の要因分析と知事への災害復旧要望の具体についてお聞きします。

芋川は、流路延長44キロメートル余り、流域228平方キロメートルで、その特徴として、上川地区は比較的急傾斜、下川、岩谷地区においては狭長な耕地を蛇行しながら、1,000分の1の勾配、1キロメートルで1メートルしか勾配がないという中で子吉川と合流し、日本海に注がれるわけであります。

このたびの氾濫においては、1時間に100ミリメートルほどの集中豪雨、降り始めからの降雨量230ミリメートル余りとなることなど、近年にない雨量が影響したものと考えますが、河川改修を終えた岩谷地区での床上浸水被害に遭った方々は言うに及ばず、地区住民からも大いなるショックの声が聞こえてきているところでもあります。そこで、市として災害要因についてどのように分析しているかお聞きします。

また、未改修区間、子吉川と芋川の合流地点から加賀沢橋までの約15キロメートル余りが芋川河川改修事業区間となっており、平成元年から河川改修区間として事業化、現在、徳沢地内の工事が進められているところであり、早期改修が待たれるところでもあります。

このたびの災害を受けて、市長は知事に河川改修等の要望をされたと伺っていますが、その具体について。

また、河川改修事業区間外、いわゆる加賀沢橋上流の松本地内、長坂、葛岡、平岫においても床上浸水、農地等の決壊や農作物の被害が発生していることから、河川改修における市の基本的考えを伺います。

(4) 羽広字軽井沢地内市道復旧についてであります。

県の河川砂防課雨量情報によると、上川地区には22日午後8時ころの1時間に100ミリメートル余りの豪雨が、また、降り始めてからの総雨量が237ミリメートルと記録されているところであります。

現地に行って直接上川地区住民にその状況を聞いてみますと、上川地区の中でも、軽井沢町内周辺により集中した感があります。

そうした集中豪雨により国道105号の軽井沢地内道路崩落、1級市道軽井沢・羽広・南外線において2カ所側面の山が崩れ、道路が塞がれ通行どめになっております。

国道105号については、県との連携のもとに7月末から通行が可能になりました。

この地域は、大曲方面に行く上での迂回路がとりにくい位置にあり、買い物、通勤等において迅速な復旧が望まれるところですが、地元建設業者の懸命な復旧作業により、早期通行どめ解除に至りました。改めて災害における地元業者の重要性を感じたところでもあります。

ところで、同じく軽井沢地内の1級市道軽井沢・羽広・南外線の2カ所の災害については、道路から崩れ落ちた土砂を撤去すると、その上の山が崩れ落ちる状況が見受けられ、復旧には相当な時間を要するものと感じてきたところでもあります。

この路線は、羽広と軽井沢を結ぶ生活道路であり、コミュニティバスの路線でもあることから、早い復旧が望まれますが、今後の予定について伺います。

大項目2、第三セクター経営状況について。

私は平成28年、昨年3月議会であります。会派代表質問において第三セクター経営状況報告書からということで質問をいたしました。そのときも述べましたが、第三セクターは民間企業の経営ノウハウと自治体による公共性という長所をあわせ持つことが特徴であり、基本は住民福祉向上を前提とした経営体と述べたところでもあります。

また、本市には、株式会社鳥海高原ユースパーク、株式会社岩城、株式会社大内町交流センター、株式会社黄桜の里、株式会社フォレスタ鳥海、株式会社ほっといん鳥海の6セクターがあり、出資比率が50%以上の第三セクターとなっております。

この6セクターを資本金の額からだけ一方的に見ると、全体では約6億円の資本金が、純資産として約2億円と3分の1に減っています。

また、各法人別に見ると、資本金が尽きてマイナスのセクターが1社、プラスのセクターが1社、また、今後、人口減少や交流人口等においても多く期待できない環境下であり、さらに厳しいと思われるセクターが2社との感をしている。このように申し上げたところでもあります。

このことに対し市長の答弁は、平成28年度は第三セクターで実施している経営者会議などに市も積極的に参加し、経営強化に取り組んでいる。黒字決算のセクターがふえる見込み。そして、設立時から社会経済環境が大きく変化しているので、見直し調整会議の開催、経営検証委員会を設置するなど、経営改善に向けた取り組みを行っているとしていました。

また、今後は、第三セクター経営検証委員会からの提言を受け、これからの方向性や役割、指定管理料の見直しを検討。

一方で、独立法人格を持つ経営主体でもあり、今後はみずからの責任で自立した経営を行う必要がある。このようにも話をしたところであります。

こうした中で、株式会社天鷲ワインを存続会社に3社が統合してから満3年を経過しました。その折、議会からは、赤字会社が3社統合しても厳しい経営環境は変わらない旨の指摘等、議論があったところであります。

こうした議論に対し当局は、地域の雇用創出の観点、統合による管理部門等人件費の削減。それぞれの部門が連携できることでの統合効果等々により活性化を促すとしたところでもあります。

その活性化策として、昨年においては、特別交付税による財政支援の対象となる社長に準ずる業務の募集等を含む経営改善に努めたこと。さらには、NHK大河ドラマ「真田丸」関連による観光等経済効果を含め、順調に経営が推移してきたものと推察をしているところであります。

株式会社岩城の部門別を含む経営状況についてお聞きします。

また、市の出資比率50%以上の第三セクターの経営状況について伺うものであります。大項目3、公設デイサービスセンターの民間移行について伺います。

(1) デイサービス運営の基本的考え方について。

6月議会会派代表質問においては、ハード部分について主に質問をいたしました。

そのハードにおける当局の答弁は、平成30年4月1日より、社会福祉協議会に施設を無償貸し付け、主体的な運営を事業者、いわゆる民間事業者へ移行し、運営を図るとしました。

その条件として、備品は無償譲渡、貸し付けた施設について市は修繕や建てかえを行わない。ただし、現在不備なものについての修繕は、現状認識すり合わせながら協議等を行うとしたところでもあります。

また、デイサービスの目的は、要介護利用者が在宅で生活を維持するための支援サービスで、住みなれた地域で安心して暮らすためには、地域にはなくてはならない施設。これに対する答弁として市長は、デイサービスは高齢者の在宅生活を支える上で大変重要な地域に密着した施設と認識。今後も、地域や制度の動向等を注視するとともに、高齢者福祉施策については市が責任を持ち、施設運営については民間活力を基本に進めるとしたところでもあります。

そこで、社会福祉協議会とのソフト面、いわゆる高齢者福祉施策におけるデイサービス運営の基本的考え方について伺います。

また、社会福祉協議会への貸し付け前の修繕については、現状認識をすり合わせながら協議等行うとしていますが、(2) 移行前整備方針について伺うものであります。

(3) 社会福祉協議会の施設等整備方針について。

由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」、基本政策3、笑顔あふれる健康・福祉の充実の実施計画、これは主要事業の5カ年計画には、大内デイサービスセンター高台苑、岩城地域、花ちゃん移設改築事業計画、また、矢島地域、福寿草の大規模修繕がうたわれていますが、平成30年4月1日より、社会福祉協議会に施設を無償貸し付け、主体的

な運営、これは民間活力を基本というように進めるとしたところでもあります。

その条件として、備品は無償譲渡、先ほども申し上げましたが、貸し付けた施設については、市は修繕や建てかえを行わないことにより、市としての大内デイサービスセンター高台苑等の移転改築事業の計画はなくなることとなります。

市として必要とのことで、総合計画「新創造ビジョン」登載をした新築事業計画はなくなることと解釈をしているところでもあります。そこで、社会福祉協議会への無償貸し付けにおいてはどのような整備方針が示されているのか伺います。また、そうした協議が行われているかも伺うところでもあります。

大項目4、ケーブルテレビについてであります。

(1) インターネット加入状況と今後の展望について。

ケーブルテレビは、市の出来事、議会中継、イベント、合併後の一体性の醸成などを含め行政サービスの向上や災害時における緊急情報の提供、また、農業情報、気象情報など含め地域の情報を家庭に届けてきたところでもあります。

加えて、近年は大容量のブロードバンドとして動画の閲覧やオンラインゲーム等多様に利用され、通信と映像の区別がつかない状況にもなっております。そこで、インターネット加入状況と今後の展望について伺います。

(2) 加入金額に沿った通信速度環境維持の考えについて。

ケーブルテレビに加入することでインターネットに加入でき、現在3本立ての料金体系でサービスが行われております。

最近インターネットの速度が落ち、動画の閲覧やオンラインゲーム等が使えない状態があり、何とかしてほしいという利用者からの苦情ともとれる声を聞くことが多くなりました。加入金額に沿った通信速度の環境維持の考えについて伺います。

(3) 民営化の考え方について。

ケーブルテレビ事業が採算ベースに見合うには、加入率35%と言われてから久しくなりました。現在の加入率はその35%ほどで、少しずつではありますが、その機が熟してきているものと考えます。

さて、高速通信回線によるコンピュータ・ネットワークや、これを利用した動画など大容量のデータ送信サービス、いわゆるブロードバンドであります。技術革新により、ADSLや光ファイバー、CATVなどの有線通信技術、携帯電話等の各種情報通信技術が急速に普及している環境にあります。

日進月歩のブロードバンドですから、通信速度維持などの専門知識や経験が求められること、また、市職員の人事的観点から考えますと、職場の固定化傾向になりがちなこと、番組制作のための取材等は住民活動に沿う形で行われること、また、ニュース番組制作の観点からは、よりスピード感を持ってが生命線であり、公務員の活動としては限界があると考えます。そこで、より有機的に多様な活動ができるようにすることがケーブルテレビの将来にとって基本的に大事との観点から、民営化の考えについて伺うものであります。

以上であります。

【10番（伊藤順男君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 伊藤順男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、集中豪雨災害についての（1）集中豪雨における初動体制とその評価についてにお答えいたします。

50年に一度に相当する大雨が予想される緊急時には、秋田地方気象台長が直接私に助言する携帯電話によるホットラインを構築しておりますが、今回の災害では、電話はございませんでした。その後、気象台に確認したところ、由利本荘市は初動体制が確立されていることが確認できたので、あえて助言しなかったとの回答がございました。

初動対応といたしましては、県北部で被害が発生し始めた7月22日午前から危機管理課による警戒に入り、午後2時10分に災害警戒室を設置、午後8時に災害対策部、23日午前7時に災害対策本部へ移行しながら全庁による警戒体制をとりました。

松本地区での対応といたしましては、夕方まで降っていた雨に対して、地元消防団による水位監視と警戒活動をとっていたところ、午後8時に市北部周辺の記録的短時間大雨情報が発表され、それから3時間後に急激な水位上昇により氾濫が発生いたしました。

これを受け、直ちに避難指示を発令し、消防団による巡回広報、浸水家屋からの救助など応急活動を実施いたしました。

今回の豪雨は、経験したことがないほど急激な水位上昇を発生させ、氾濫を引き起こしましたが、このことを避難情報の発令基準の教訓として捉え、今後の災害対策へ生かしてまいりたいと考えております。

次に、（2）小羽広ダムの管理状況についてにお答えいたします。

小羽広ダムは、県が水害抑制対策として、貯水池における洪水調節を行うため芋川に建設した防災ダムであり、県から委託を受け、市が管理をしております。

小羽広ダムでは、平常時には河川水の貯留は行っておりませんが、7月22日からの大雨では、管理主任技術者の資格を持った職員が操作規程に基づき洪水時におけるゲートの操作を行っております。

操作規程では、流入量の時間的変化を予測しながら、下流の水位に急激な変動が生じないように措置することとしており、今回の操作については、最大流入時においても約10%の放流量で調節しており、ダムからの放流による下流域への影響はなかったものと認識しております。

次に、（3）芋川氾濫の要因分析と知事への災害復旧要望の具体についてにお答えいたします。

7月22日からの大雨は、小栗山観測所で20時までの時間雨量約100ミリメートルを記録し、気象庁においては記録的短時間大雨情報が発表されたところでもあります。

岩谷地区の浸水被害については、芋川上流部に近年に例を見ない局地的な大雨が降り、平岫、松本、徳沢地区の未改修区間が氾濫したため、冠水した田んぼや河川区域外からの水が集中的に下流の岩谷地区に流入したものと推察しております。

このため、芋川の北福田橋から加賀沢橋までの未改修区間につきましては、これまでも繰り返し、市と市議会との合同要望を行ってまいりましたが、このたびの時間雨量約100ミリメートルの局地的豪雨と4地区に避難指示が出されたことを受けて、緊急要望として7月27日に北福田橋から加賀沢橋までの未改修区間の早期完成について、秋田県

知事と秋田県議会議長宛てに市議会議長と連名で要望書を提出したところであります。

なお、河川改修の効果は下流側からの整備で発揮されることから、加賀沢橋より上流につきましても、継続した要望活動を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（４）羽広字軽井沢地内市道復旧についてにお答えいたします。

１級市道軽井沢・羽広・南外線は、大仙市南外地域へ連結し、大内地域の循環バス路線でもある重要路線であります。現地を調査したところ、崩落した土砂を撤去した場合、のり面の上部が二次崩落するおそれがあることから、暫定での開通については、やむを得ず見送ったところであります。

今後については、公共土木施設災害復旧事業に向けて詳細の調査測量を実施し、査定を経て、復旧工事に着手してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、２、第三セクター経営状況についてにお答えいたします。

株式会社岩城は、平成26年４月に株式会社天鷲ワインを存続会社として、株式会社史跡保存伝承の里天鷲村、岩城アイランドパーク株式会社の３社が合併し発足しております。

株式会社岩城全体の決算については、平成26年度が約349万円の赤字、平成27年度が約402万円の黒字、平成28年度が約368万円の赤字となっております。

平成28年度の部門別決算内訳については、天鷲ワイン事業が約437万円の赤字、天鷲村事業が約92万円の黒字、岩城アイランドパーク事業が約23万円の赤字となっております。

株式会社岩城では、経営計画書などにより、天鷲ワイン事業の経営改善を図り、会社全体の黒字化を目指すとしており、市としても経営会議で指導を行うなど、経営強化のサポートをしてまいります。

また、市の出資比率50%以上の第三セクターは６社あり、その経営状況については、平成28年度決算で３社が黒字、残る３社が赤字で、平成28年度末の利益剰余金は１社を除き、全てマイナスとなっており、全体的に厳しい経営状況が続いております。

第三セクターは、市から独立した法人格を持つ経営主体であることから、自立した経営を行う責任があると考えておりますが、一方で、市民の健康増進や福祉の向上、観光振興及び農業振興による地域の活性化や雇用に寄与している会社でもあります。

市といたしましては、今後さらに効率化、経営健全化の実現及び施設の目的を達成し、市民福祉の向上や産業振興につながるよう適切に対応してまいります。

次に、３、公設デイサービスセンターの民間移行についての（１）デイサービス運営の基本的考え方について、お答えいたします。

これまでの市社会福祉協議会との協議では、双方とも各地域のデイサービス施設は、それぞれの地域になくはない施設であるという認識で一致しており、民間移行に伴い、地域の利用者へのサービス提供がこれまでと変わるものではありません。

万一、施設運営から撤退する場合は、２年前までに申し入れすることなど、新たな民間参入を含めて、サービス提供に空白が生じないよう施設の存続に係ることは十分な検討期間を設けているところであります。

民間移行後は、市社会福祉協議会がサービス向上を含め、より主体的に運営すること

になりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）移行前整備方針についてにお答えいたします。

公設デイサービス施設の民間移行計画は、利用者へのサービスを継続しながらも、市が介護施設の整備について、新たな直接投資をしないことが前提であります。

このことから、施設修繕につきましては、民間移行準備ということではなく、現行の指定管理協定に基づき、本議会に岩城、大内、由利地域の３施設分、総額1,300万円の修繕費を計上したところでありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

また、新創造ビジョン実施計画の変更につきましては、内部的なローリング作業を終えたところであり、今後、市議会に報告してまいりたいと考えております。

次に、（３）社会福祉協議会の施設等整備方針についてにお答えいたします。

公設デイサービス施設の民間移行計画は、現状の施設を無償貸し付けする計画であり、貸し付け後の施設整備は、市社会福祉協議会で整備していくものであります。

貸し付け契約の詳細や今後の整備計画等については、現在も協議中であり、年内にまとめる予定ですので、御理解をお願いいたします。

次に、４、ケーブルテレビについての（１）インターネット加入状況と今後の展望についてにお答えいたします。

ケーブルテレビインターネットの加入件数につきましては、本年７月末時点で3,056件となっております。

内訳としましては、回線速度に応じ、６メガ契約が2,061件、20メガ契約が794件、200メガ契約は201件となっております。

市内の中でも、本荘地域など民間事業者のインターネット環境が整備されている地域がある一方で、民間事業者のサービスが受けられない大内地域や東由利地域、本荘地域の松ヶ崎地区、石沢地区などのエリアには、ケーブルテレビインターネットが不可欠であると考えております。

今後につきましても、機会を捉え、テレビプラスインターネットの新規加入促進に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）加入金額に沿った通信速度環境維持の考え方についてにお答えいたします。

ケーブルテレビインターネットは、通信速度に応じ３段階の料金設定で運営しております。

通信速度環境ですが、動画の高品質化やネットゲームなど、年々通信量が増加傾向となっており、利用者のアクセスが集中する平日では夕方から深夜帯、休日はお昼前後から動画が一時的に視聴できないことがあります。

これまでも上位回線を増強し対応しておりますが、今定例会にも機器設定変更や上位回線増強分の補正予算を計上しており、利用者ニーズに合った運営に努めてまいりたいと考えております。

通信分野は、日々目まぐるしく成長しておりますので、通信環境の整備につきましては、新創造ビジョンでの調整を図りながら検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）民営化の考え方についてにお答えいたします。

ケーブルテレビ事業につきましては、平成25年度から伝送路施設の保守管理業務や、番組制作取材業務の一部を外部の民間業者に委託し、効果的、効率的な運営に努めているところであります。

今後は、データ通信量の増加や4Kテレビ放送など、新技術への対応が求められており、これらを含め、安定的な運営を目指すため、第3次行政改革大綱において将来的な安定運営を目指すための管理運営形態の方向性を検討することとしております。

ケーブルテレビの管理運営形態につきましては、伝送路維持、各種機器管理、料金の課金・徴収、番組制作など、それぞれ各分野ごとに具体的な比較検討を行っております。

さらに、指定管理者制度や市が所有する通信設備を貸し出して運営している形態など、他のケーブルテレビ局の実情について、現地調査するための補正予算を今定例会に計上しております。

これらの結果を踏まえ、より具体的な比較検討を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君、再質問ありませんか。

○10番（伊藤順男君） 市長には御答弁ありがとうございました。

最初に、1、集中豪雨災害について、（1）集中豪雨における初動体制とその評価について、和田台長から秋田魁新報に大々と穂積秋田市長だとか、大仙市の市長にメールがあったというようなことの報道が流れたものですから、私はてっきり市長のほうにもメールが流れたものだろうなというふうに思っていたところでしたので、初動が早かったことで由利本荘市は要らないだろうというようなことで来なかったという答弁に解釈させてもらっていたところでした。

そういう意味で、何でもそうではありますが、特に災害等に初動というのが最も大切だというようなことで、このたび初動が早かったということに対しては敬意をあらわしたいものだなど、このように思っているところであります。

その評価という部分ですが、これ、私が見たところなんですが、初動は早かったんです。初動は確かに早かったんですが、大内地域に避難等の指示が出たのが午後の7時です。22日の午後の7時に出たんです。その後に、松本地内に出たのが、それから4時間10分後、岩谷地区に出たのが上川地区に出たから8時間30分後に出たわけです。このことの確認なんですが、これでよろしいんでしょうか。そのところをまず一度確認をしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 時間のことでありますので、危機管理監から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 齋藤危機管理監。

○総務部危機管理監（齋藤裕一君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今、伊藤議員からございましたように、当初22日土曜日の19時に大内、小栗山のグミカ台地区に避難指示を発令をしております。その後、同日の23時10分に大内松本町内、平岫地区に避難指示、続きまして、岩谷の1区から4区につきましては翌日の3時30分に、また、岩谷の5区につきましては5時20分に避難指示を発令しております。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君。

○10番（伊藤順男君） 出された書類がそういうふうになっていますので、そのことに間違いはないなと思っているんですが、実は、小羽広ダムで水を放流しますと、岩谷まで4時間で来るんです。ということは、上川地区に100ミリメートルの雨が降ったという7時ころ、8時ですね。8時から数えて4時間後には、もう既に岩谷まで水が来ているという状況になるわけです。私、先ほど質問の中でも申し上げたんですが、地域特性の把握が重要だところ申し上げたのはそのことだったんです。もう100ミリメートル降った雨、その前に60ミリメートルも降っているんです。その雨が4時間でもう岩谷に来ているという、なぜ私がこういうことを言うかといいますと、11時にはもう既に松本地内が水であふれて、車4台が水没するとか、そういうような状況になっているんです。そこで避難の指示が出ているというようなことですから、非常に早く立ち上げたというところまでは、私はそこまではすばらしいことだなと実は思っているんですが、その後のことがどうもうまくいかなかったのではないかなというような感しております。このことについて、市長が7月25日の新聞だったでしょうか。避難情報は市民の安全を最優先に、空振りを恐れず早目に発令をしたと。これは、先ほど市長が答弁したとおりのところではないかと思うんです。迅速な応急につながったと、改めて初動の重要性を認識したとこのようになっているんです。こういうふうな新聞報道されたんです。その中のところが私ちょっと問題だったかなと。その辺について、市長どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 今回の大雨災害につきましては、いろいろ私から部長支所長会議の中でも今回の一連の対応の反省点を洗い出して、今後に生かしていくように指示をしたところではありますが、大内の芋川については、私も何度か被害を見ております。非常に地域の特徴といいますか、原始河川でありますので、上流の雨が下流に来るまで数時間かかるというのも承知いたしておりますが、そういったことも含めて、これからの危機管理のほうで対応するわけですので、大内総合支所との、例えば連携なんかももっと密にしていかなければならないと、そういう反省点ございますので、それを洗い出して今後に生かしてまいりたいとこのように考えております。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君。

○10番（伊藤順男君） 市長も大内のことについては相当詳しい、水害も何回も見ているというようなことです。やっぱり小羽広ダムから岩谷、ダムで放流した水が4時間で来るのだと。今回は恐らく4時間かからないで来たものだと私は思っています。そうした地形的なもの、それはどういうことかといいますと、上川地区というのは雨と水害のないところなんです。急なところ、平岫地内、下川地区に入って、そこから1,000分の1の勾配で来ていると、このことが水害の原点になっているというようなことですので、今、市長は今後のいろいろなことに反映をしたいとそういう話でありますので、ぜひその反省点等々も含めて、今後の対策に生かしていただきたいもんだなとこのように思います。よろしくひとつお願いいたします。

（3）芋川氾濫の要因分析と知事への災害復旧要望の具体について、知事に対する要

望書というようなことで、これも何回もやられていることだと思います。今回大事なところは、この計画区間のところの中で、県はこれまで金崎の橋のところまでできることによって、水はけが相当よくなって、水害がなくなるのではないかというそういう意識もあるわけです。ところが、今回の水害を見ますと、そういうことは絶対ないと言っても過言でないわけです。というのは、平岫から、いわゆる金崎の橋まで約8つの橋があるんですが、橋、橋が全部狭いわけです。その橋、橋で全部とまって、それで水害になっていると。川幅も狭いんですが、川幅が狭いということは橋も狭いという当然そういうことになるわけですが、ですから、河川改修なくして水害はおさまらないのだというようなこと。とりわけ松本地内においては、県単事業で一応河川改修は終わっているというそういう認識を県は持っています。ところが、今回その松本地内が大変な被害を受けたというようなことでありますから、県がそういうような認識を持っていたとしても、違うもんだと、やっぱり平岫まで基本的にここの河川改修をやってもらわなければならないのだということを市長には肝に銘じていただいて、何とか県のほうにPRして、知事のほうに要望していただきたいとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 県に対する要望というのは、私は県議会議員の当時から、この芋川についてはずっとお願いをしてきているわけでありましたが、岩谷地区については、当時の村岡官房長官時代に緊急の整備事業として約30億円ですか、その区間が短期間で整備されたわけですが、その後、上流に向かってなかなか思うとおりに進まないというのが実情であります。県にはもう再三お願いして、いつも氾濫する箇所というのはもう決まっているんだと。ですから、そこで改修が終わったんでなくて、やっぱり上流、ずっと河川改修を継続していってもらわないと、いつまでもたっても原始河川なので、大雨のたびに災害が発生するというのを再三申し上げているわけでありまして。

知事も、先日松本にお見えになりました。実際に歩道のアスファルトもはがれているの後に来ましたので、ここは全部アスファルトで、国道もかさ上げしたんだと、それをオーバーして冠水していると、そういうようなことで知事にも何回も強く要望いたしました。知事自身も県単独ではなかなか予算的に厳しいので、国に対してお願いもしていきたいというお話を私にしておりますので、県と連携をとりながら国のほうにお願いをしてまいりたいとこう考えております。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君。

○10番（伊藤順男君） どうかひとつよろしくお願いをいたします。平成9年、10年ということで、連続して大雨によって浸水やら、住宅の被害やらいろいろあったわけですが、私その年に加賀沢町内の稲刈りを見ております。これ何だろうかと、火事にでもなったような煙がもうもうと稲刈りのときに出ているわけです。浸水をして、冠水をしてと言うんでしょうか。冠水をして、そのごみが稲に付着しているものですから、当然稲も倒れている。その稲を棒で上げて、倒れているのを起こして、その起こした土ぼこりが舞っていると。農家の方々からは、農機具が壊れて、米のお金よりも農機具代がかさむとこういうような話であります。今回はそこまでいかないかもしれませんが、これは大変な話でありますので、どうか市長はそのあたりも含めてお願いをしたいなというふうに思います。

河川改修の件はこれぐらいにしたいと思います。

2、第三セクターの経営状況についてでありますけれども、それぞれのセクター、私は必死に頑張っているものだとういうふうに思います。だけれども、余りにも給料が安いとか、そういうようなことがよく聞かれます。そういうところに人材が集まらないというふうに私思います。やっぱりその人材をどういうふうにして確保していくのかとういうようなことも含めて経営だとういうふうに思います。

それと同時に、この決算書等々、さっき市長から当時3社が赤字とういうようなこととか、株式会社岩城の部門別等々についてもお聞きしたわけですが、黒字にはなっても、キャッシュフロー、いわゆる現金がどのぐらいあって、どういうふうになが動いているのかとういうキャッシュフロー、これが相当厳しいものだろうなど。黒字とキャッシュフロー、現金があるとは全く違うことだとういうふうに経営では考えなければならないわけです。その辺のことはどういうふうな感じを持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 商工観光部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 堀商工観光部長。

○商工観光部長（堀良隆君） ただいまの伊藤議員の再質問にお答えいたします。

今、伊藤議員がおっしゃいましたとおり、黒字経営でありながらキャッシュの不足とういうことで、会社が大変な事態に陥るということは一般的に知られていることだと考えております。第三セクターにおきましても、黒字経営、赤字の経営の厳しいところが多い中で、やはりキャッシュフローの確保とういうことが大変重要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君。

○10番（伊藤順男君） 企業をやっている方であれば、キャッシュフローがいかに重要であるかとういうことは当然の話であります。私、なぜここでこういう質問をしたかとういいますと、ふだん日ごろからやっぱり我々は順調に推移しているもんだらうと、このように第三セクターのことを認識しているわけです。前回の私の質問のことも言いました。黒字になるように頑張ると、あるいは大河ドラマの「真田丸」の件でとういうふうにな盛り上がるとういうようないいことを聞いていたので、基本的にいいもんだらうと、いい経営をしているんだらうとういうふうに思っていたんです。ところが、そうでもないとういうようなことですから、やっぱり議会にも、今とういう状況で厳しい状況だとういうようなことで、何かあれば大変だとういうようなことも含めて、やっぱり常に情報を発信してもらわなければ、私はいけないものだとういうふうに思います。質問で、このような形でどうだとういうような話では私はないのかなとういうふうに思っていますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（鈴木和夫君） 小野副市長。

○副市長（小野一彦君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

株式会社岩城に関しましては、3社それぞれ課題を持ちながら、それぞれがプロセスを踏みながら、今一生懸命、一体化ですとか、あるいはそれぞれの経営資源を生かした取り組みとういうのをやっておりますけれども、先ほど部長申し上げましたように、キャ

ッシュフローの部分、例えば仕掛かり品の関係ですとか、あるいはいわゆる生産管理、原価の関係とか材料の調達、そういうような部分について、人材の育成とあわせまして、今ちょうど研修に行ってもらったりやっておるところでございます。そういう状況です。あと、地元のプラム部会も今、大内の農家の方も会長になられて、そして、プラム部会ではないんですけれども、矢島の若いブドウ農家も一緒になって今取り組んでいます。そういうような状況もあわせまして、財務状況、そして今の状況、そういう部分につきまして、ほかの地域の三セクも含めましてその都度御報告申し上げながら頑張っていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君。

○10番（伊藤順男君） 大項目3、公設デイサービスセンターの民間移行についての（3）の社会福祉協議会の施設等整備方針について伺います。

先ほども質問で申し上げたんですが、市として新築だということで、総合計画に登載をしたけれども、ローテーションはこれはありきですよ。そこまでは私は納得します。ただし、社会福祉協議会が、市が新築をしなければいけないというような計画を立てたにもかかわらず、社会福祉協議会にそのまま貸し付けだよという、社会福祉協議会としてはどのような形でその建物を維持し、あるいは、市は必要だということで新築の計画までしているというようなことの整合性をどのようにとっていくのかということをお聞きしたいんです。市の計画があって、社会福祉協議会にそのまま貸し付けたからそのままいいのだと。だけれども、これからの協議の中で、そういうようなものを含めて協議されるというふうに、私はそんな形で聞いたような気もするんですが、基本的に市の総合計画にあるものがなくなって、社会福祉協議会に貸し付けをしたと。それであと知らないというようなことになるというのは、これ私はとんでもない話ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 健康福祉部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 太田健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田晃君） ただいまの伊藤議員の再質問にお答えいたします。

この全ての施設に関しまして、いずれ老朽化が来て、その施設の寿命が尽きるときがまいります。そこに関しましては、6月議会で市長が答弁しておりますとおり、基本的に高齢者施策に関しては市が責任を持つ。そして、施設に対する投資、運営に関しては民間の力を導入していくというふうなところを基本姿勢としております。ですので、現在の施設がこれ以上使用に耐えられないとなったときには、国の制度の状況、それから社会状況、それから、現在、市と社会福祉協議会では、この施設は地域になくてはならない施設だというふうなことで認識は一致しておりますので、その地域特性に合わせた、必要があれば高齢者施策の一つとして民間が進出できる環境の整備というのを市が取り組みながら進めていきたいというふうな考えでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君。

○10番（伊藤順男君） その話は前にも聞きましたし、わかっているつもりです。けれども、市が基本的に必要だということで、総合計画で当初は平成29年度の新築と、改

築をするということまで決定して、それが延びて32年度にしたんでしょうか。今回のことがあるから32年度にしたと、必要だというような中でやってきたわけです。そうしたときに、今、社会福祉協議会のほうに施設を貸し付けをすると。市が必要だというものをそのまま貸し付けするということは、それはまず基本的にいいんです。だけれども、その協議の中で、社会福祉協議会が今後どのような計画でその建物を活用すると、あるいはこういうふうなものにしていくと。サービスということには私は2つの意味があると思っています。当然ソフト面のサービス、ハード面のサービス。きちんとした建物でサービスすることもサービスなんです。そういうようなことも含めて、全体の中でサービスということが私ほうたわれるもんだと思います。ですから、そこで、社会福祉協議会とそういう貸し付けの段階でどのような話し合いがされるかということをお聞きしたいわけです。

○議長（鈴木和夫君） 太田健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田晃君） 詳細に関しましては、基本的にこの民営化計画に関しまして、社会福祉協議会から了承という返事はいただきましたけれども、詳細につきましては、現在まだ事務レベルでの協議中でございます。これから、先ほど市長答弁で申し上げましたとおり、年内にそのあたりを詰めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君。

○10番（伊藤順男君） わかりました。ぜひこのことは協議の議題としてきちんと、やっぱりただ貸し付けというような形にならないように、社会福祉協議会としてもこういうような整備方針で物事をやりたいというような形になるように詰めていただければとこのように思います。

4、ケーブルテレビについて、（2）加入金額に沿った通信環境維持の考え方についての件に移りたいと思います。

ケーブルテレビ、私、当初、「伊藤さん、何とインターネットを使うにしても全然話にならないんでないか」というようなことをぼつらぼつらと聞いていたんです。いや、そうかなと。そういえば自分のやつも遅くなったなど、いらいらするようになったなどという感があったんですが、いろいろ最近方々と交わる機会というか、会う機会がありまして、あちらこちらにそういうような話が出るようになりました。これは、料金をいただいてサービスをやっている、6メガ、20メガ、200メガというようなことですので、6メガならば仕方ないというようなことなんです、20、200というそのあたりにおいてもそういう傾向があるわけです。今、機械の設備の整備をするというようなことではありますが、その設備、どのぐらいの設備をしてこうなるというようなことがあるのか、その辺のことについてお聞きします。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 企画調整部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 佐藤企画調整部長。

○企画調整部長（佐藤光昭君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど市長が答弁いたしましたように、インターネットの環境につきまして2つの改善を行うための補正予算を今定例会に計上してございます。1つは、機器設定の変更と

いうこと、それから、2つ目が上位回線との増強ということの2点の改善を行おうとするものでございます。

機器環境の設定につきましては、インターネットから最初にファイアウォールというところを経由して接続していくわけですが、現在、1個のファイアウォールを経由しているものを2つのファイアウォールを並列につなぎまして、その情報の通行量を緩和させようとする変更が1点でございます。

それから、インターネットの上位回線と接続する部分の容量を800メガから1,000メガにふやしまして、情報が通りやすくするような改善をしたいという2つの改善を今定例会にお願いしておりますので、少しでも改善につながるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君。

○10番（伊藤順男君） ファイアウォール、今まで水道の蛇口でいえば1つしかないものをバイパスというんですか、2つにして通りをよくするというようなことで、上位回線800から1,000にすると。私、お金に見合ったスピードが必要だというようなことで質問させてもらっているんですが、これでどのぐらい改善をするのか。これをはかる、スピード感というんですか、インターネットの速度がどのぐらいあるとか、そういうはかることとか何とかできるものですか。そのあたりも含めて、どのような形になるのかと。これで相当改善されるという、相当というのは、言葉が相当なんですけれども、我々の目に見えない、国道の車が相当改善されたとかというのはすぐわかるんですが、その辺のところはどういうことになりますか。

○議長（鈴木和夫君） 佐藤企画調整部長。

○企画調整部長（佐藤光昭君） ただいまの再質問にお答えいたします。

通行量といいますか、情報の流れる改善につきまして、具体的に言葉でこういうものがこうなるというふうに表現するのは非常に難しいことでございます。ただ、先ほどファイアウォールを並列に2個にふやすというふうにお話させていただきましたが、3つの契約、3段階の契約の制度を持っておりますけれども、その中で200メガの加入者の部分を独立させて、新たなファイアウォールを経由するというような仕組みにしたいというふうに考えております。

これが伊藤議員おっしゃるように、じゃ、具体的にどれがどのようになるのかというのは非常に難しいわけですが、少しでも改善につながることは確実だというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君。

○10番（伊藤順男君） 私もどのぐらい、水道のパイプであれば、これ100だから200であれば倍いくとか、3倍もいくというのはわかりやすいんですが、そういう意味では、非常にこう——ただし、市民がお金を払ってサービスを受けているわけです。このことをきちんと受けとめていただかないと、例えば、本荘市街のあたりは大丈夫です。けれども、大内のあたりとかそういうところは選択肢がないわけです。ケーブルテレビ網があるために、光とかそういうのが来ないというようなことがあるわけです。そういうようなことも含めて、きちんとこういうふうになるというようなことを示していただかな

いと、非常にふぐあいなのかなと思いますので、今回のこれで終わりなのか。今後どう  
いうような計画でいるのか。そのことについてもお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 佐藤企画調整部長。

○企画調整部長（佐藤光昭君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど市長が答弁しておりますけれども、今回の補正予算でそういう改善をさせてい  
ただくということ。それから、その後に、さらにその通信機器関係の整備につきまして  
は、新創造ビジョンの中で整合を図りながら検討していくというふうに答えております  
ので、そのようにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君。

○10番（伊藤順男君） 新創造ビジョンという言葉、私も先ほど市長の答弁で聞きました。  
ただし、このことは、新創造ビジョンのどのところに位置しているのかわかりませ  
んが、早急に対応しなければ、大変申しわけない言い方ですが、これはもう、何ていう  
表現したらいいかちょっとわからないんですが、そういうようなことになりかねないとい  
う事態だと私は認識しています。ですから、新創造ビジョンというようなことではな  
くて、なくてというよりも、来年度にきちんとした予算配置をして、こういうふうにし  
てやりたいというそういう姿勢が私は必要だというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木和夫君） 佐藤企画調整部長。

○企画調整部長（佐藤光昭君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど市長が答弁しておりますように、今、伊藤議員おっしゃられましたように、民  
間のインターネット業者が参入していないところでは不可欠な事業でございますので、  
これは推進していかなければならないという大前提に立っております。その上で、今回  
の通信環境の整備につきましても、補正予算ということで対応させていただきました。  
この改善によってどの程度改善されるのか、様子を見ながら新創造ビジョンの中のいろ  
いろな事業をローリングする中で調整しながら、もし、効果が薄いようであれば、早急  
に対応するようなことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君。

○10番（伊藤順男君） よろしくどうぞお願いします。

（3）民営化の考え方についてであります。

ケーブルテレビの職員の皆さん、いろいろな形で努力して頑張っておられるなという  
ふうに思っております。そういう意味では大変御苦労だなど。日曜日あるいは夜昼間  
わずというように含めて頑張っておられるということについては何も申し上げる  
ことはないわけでありまして。ただし、これはやはりどう考えても民間的な機動性のある、  
そういうような位置づけの中で民営化に向かっていくべきではないのかなど。先ほど市  
長はそういうような、あちらこちらの先進事例等々見ながら研究をしていくというよう  
なことでありますけれども、このことについて、市長、もう一度、やっぱりこれはその  
事例を見るのはいいんですが、いつごろまでこういうふうにしたいというように  
いつの時点でそういうふうになるのか。その辺の結論づけというんでしょうか。いつま  
でこんな形にしたいというようにあればお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 先ほども答弁いたしましたが、今、各分野ごとに具体的な比較検

討を行っております。今回のこの議会にも現地調査するための補正予算を計上させていただいております。そういった調査等を踏まえて、これらを総合的に比較検討してまいりたいとこのように思います。

○議長（鈴木和夫君） 10番伊藤順男君。

○10番（伊藤順男君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、10番伊藤順男君の一般質問を終了いたします。

.....  
○議長（鈴木和夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は午前9時30分より引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 3時38分 散 会